

平成16年 第4回(定例)吉 岐 市 議 会 会 議 録(第5日)

議事日程(第5号)

平成16年12月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 4 3 番 平畑 光議員
- 1 2 番 長島 清和議員
- 2 4 番 東谷 伸議員
- 1 5 番 富田 邦博議員
- 2 6 番 久間 進議員
- 2 0 番 橋本 早苗議員
- 5 1 番 近藤 団一議員
- 1 番 菊田 光孝議員
- 1 1 番 田原 輝男議員
- 3 7 番 久間 初子議員
- 7 番 平尾 典子議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員(60名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 菊田 光孝君 | 2 番 町田 光浩君 |
| 3 番 小金丸益明君 | 4 番 深見 義輝君 |
| 5 番 坂本 拓史君 | 6 番 今西 徹也君 |
| 7 番 平尾 典子君 | 8 番 町田 正一君 |
| 9 番 今西 菊乃君 | 10番 市山 和幸君 |
| 11番 田原 輝男君 | 12番 長島 清和君 |
| 13番 山下 澄夫君 | 14番 豊坂 敏文君 |
| 15番 富田 邦博君 | 16番 山下 正業君 |
| 17番 立石 和生君 | 18番 坂口健好志君 |
| 19番 中村出征雄君 | 20番 橋本 早苗君 |

- | | |
|------------|------------|
| 21番 立川 省司君 | 22番 鵜瀬 和博君 |
| 23番 中田 恭一君 | 24番 東谷 伸君 |
| 25番 馬場 忠裕君 | 26番 久間 進君 |
| 27番 小園 寛昭君 | 28番 眞弓 倉夫君 |
| 29番 大久保洪昭君 | 30番 山内 道夫君 |
| 31番 江川 漣君 | 32番 西村 勝人君 |
| 33番 大浦 利貞君 | 34番 榊原 伸君 |
| 35番 長岡 末大君 | 36番 酒井 昇君 |
| 37番 久間 初子君 | 38番 浦瀬 繁博君 |
| 39番 末永 浩君 | 40番 倉元 強弘君 |
| 41番 横山 重光君 | 43番 平畑 光君 |
| 44番 吉田 寛君 | 45番 吉富 忠臣君 |
| 46番 佐野 寛和君 | 48番 永田 實君 |
| 49番 森山 是蔵君 | 50番 山川 峯男君 |
| 51番 近藤 団一君 | 52番 牧永 護君 |
| 53番 品川 洋毅君 | 54番 長山 茂彌君 |
| 55番 川谷 力雄君 | 56番 赤木 英機君 |
| 57番 中村 瞳君 | 58番 入江 忠幸君 |
| 59番 立石 一郎君 | 60番 原田 武士君 |
| 61番 深見 忠生君 | 62番 瀬戸口和幸君 |

欠席議員（2名）

- | | |
|-----------|------------|
| 42番 川添 隆君 | 47番 安川 芳一君 |
|-----------|------------|

事務局出席職員職氏名

- | | |
|--------------|--------------|
| 事務局長 川富兵右エ門君 | 事務局書記 松永 隆次君 |
| 事務局課長 山川 英敏君 | 事務局係長 瀬口 卓也君 |

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------|--------|--------------|--------|
| 市長 | 長田 徹君 | 助役 | 澤木 満義君 |
| 収入役 | 布川 昌敏君 | 教育長 | 須藤 正人君 |
| 総務部長 | 松本 陽治君 | 市民生活部長 | 園田 省三君 |

産業経済部長	末永 榮幸君	建設部長	白川 武春君
消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	吉永 正司君
勝本支所長	鳥巢 修君	芦辺支所長	立石 勝治君
石田支所長	喜多 丈美君		
教育次長兼教育総務課長			吉富 一敬君
総務課長	米本 実君	企画課長	山本 善勝君
合併プロジェクト室長			堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	白石 廣信君
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	建築課長	酒村 泰治君
水道課長	松本 徳博君	会計課長	浦川 信久君
病院管理課長	上川 孝一君	公立病院事務長	竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行			前田 正博君
農業委員会事務局長 ...	市山 保信君		
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長			山口浩太郎君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	山内 義夫君	代表監査委員	(欠 席)

午前10時00分開議

議長（瀬戸口和幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は58名であり、定足数に達しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・

日程第1 一般質問

議長（瀬戸口和幸君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は質問、答弁を含め30分以内となっておりますので、よろしくお願いいたします。

12月10日の大久保議員の一般質問に対する答弁漏れがありました。再度答弁を求めます。

財政課長。

財政課長（久田 賢一君） 12月10日の一般質問の中で、29番、大久保議員の質問の砂採取に係ります市の歳入について回答いたします。

歳入は、県の支出金で入ってきておりまして、市町村権限委譲金の中に計上されております。旧芦辺町の分といたしまして988万4,000円、旧石田町の分といたしまして929万8,000円、合計で1,918万2,000円を計上いたしております。なお、この額は平成15年度の実績に基づいて計上いたしております。

それから、これに係ります歳出につきましては、6款の水産業振興費の中で全額を沿岸漁業振興基金として積み立てをいたしております。なお、平成15年度末の同基金の残高は1,049万9,000円になっております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 水産課長。

水産課長（今村 光一君） お答えをいたします。

1点目の平成16年度より20年度における魚礁設置計画につきましてでございますが、共同漁業圏内で行います並型魚礁設置事業につきましては、市の方で計画をいたしております。今年度は郷ノ浦町でございます。17年度は勝本町、18年度は芦辺町、19年度は石田町、20年度は勝本町となっております。なお、郷ノ浦町は今年度で終わりとなっております。

次に、県で行う魚礁の設置につきましては、沖合いの広域漁場で実施されるものでございまして、平成16年度は広域漁場の大型整備事業、これは壱岐沖数箇所、それから広域漁場人工礁、これは石田沖合い、それから広域漁場整備事業、これはマダイの養殖場でございますが、石田町地先ということで、16年度は実施され、約4億円の事業費でございます。17年度以降につきましては、現在、予算要求中ございまして、まだ公表できないというようなことでございますので、御了承をお願いしたいと思います。

それから、2点目の海砂採取検討委員会の構成委員会の構成でございますが、本委員会は平成15年6月に発足いたしまして、15年の11月までの間に7回の会議を行いまして、平成15年12月24日に長崎県に提言をされ、その後、解散となっております。メンバーにつきましては9名、地元からということで壱岐島内からは石田町長が委員として当時は入っておられました。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 休憩します。

午前10時06分休憩

.....

午前10時11分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

それでは、質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

質問順位に従い、43番、平畑光議員の登壇をお願いします。

議員（43番 平畑 光君） 一般質問通告に従いまして質問をいたします。

勝本町（旧）保育所跡地の有効利用についてであります。保育所跡地は、約10年も放置された状態であります。地域環境的にも問題がある。今後の対策として保育所跡地の整地をして、地域住民の広場として解放すべきと思いますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

第2点であります。壱岐市勝本町の明るい住みよいまちづくりの進捗状況についてであります。天ヶ原地区の路面は、インターロッキング現象が起きており、子供たちははだして歩くと危険であり、また側溝についても地面と水面との角度が少なく、排水が弱く、水たまりで夏場は特に不衛生である。今日現在では、路面のインターロッキング現象が一段と強く起きており、身障者の皆さんの車いすが使用できない状態である、早急に対策を要望する。

第3点であります。トヨタ自動車の九州宮田組み立て工場部門の壱岐市へ企業誘致についてであります。今後、将来、壱岐市の財政基盤確立のためには、公害のない優良企業による人口の増加が必要不可欠であります。そして、地元の経済発展により青少年、子供たちに将来の夢と希望を与える産業として、前途有望な企業である壱岐市第1候補地として郷ノ浦港を中心とした商店街の市街地に隣接した、これは一つの仮でございますので、深江田原の田園地郊外へ誘致計画について、市長の所信についてお願いをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 平田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 43番議員の質問にお答えいたします。

まず、勝本町（旧）保育所跡地の有効利用についてでございますが、現地は昔小学校の分校跡地で、地元の人たちにとっては思い出深いところであります。その後、昭和49年4月から平成9年3月まで、勝本保育所が建っていたところでございます。平成9年3月に仲触1821番地2に現在の保育所が新築をされたため解体され、そのまま空地となったままであります。これまで地元の一部の人から、菜園に利用できないのか、親子のふれあいのできる公園にできないかなどの希望もあっておりますが、現在に至っている状況でございます。

今後は、当地への地域の方々の関心や環境等を考慮いたしまして、憩いの場として整理をしてみたいと考えており、検討させていただきたいと思っております。

次に、天ヶ原の状況の路面の状況でございますが、天ヶ原地区は御存じのとおり埋立地の分譲地であります。現在は、路面の荒廃及び排水路の沈下も見られ、今年度は団地の北側の排水路整備を延長130メートルを実施するようになっており、今後、緊急性の高い箇所から計画的に性

格上、利便性を優先に復旧に努めてまいりたいと考えております。

また、まちづくり進捗状況につきましては、勝本裏カラー舗装は商店街の活性化及びイメージアップを図る目的で始められたもので、黒瀬商店街から馬場先まで、また新町から塩谷間を実施する計画であり、本年度は継続で塩谷裏を実施することになっております。今後、地域の要望等あれば、今後協議をしてまいりたいと思っております。

先ほどインターロック現象と言われました件ですが、今現在、あそこはインターロッキングはされておらず、黒舗装の多分でこぼこのことを言っておられるのではなからうかと、このように思っております。現在、取り組んでいるところは、今インターロッキングで整備中でございます。

次に、企業誘致のトヨタの例を挙げられた企業誘致の御質問でございます。壱岐市の企業誘致について、平畑議員の思いに同感するものでございます。こうまでも人口が減少していく中で、将来の財政基盤確立のためどうすればよいのか、どうかして島に活力を取り戻すため、いろいろと思いをめぐらせているわけですが、これといった方策もなかなか見出し得ない状況にあります。確かに企業誘致ができればいいわけですが、これまでも旧町でいろいろと企業誘致に手がけながらも、大半の企業は進出に成功はしても後が続いておりません。そのことは、離島のハンデが大きいのしかかっているようでございます。製品の輸送コストがかかり過ぎること、塩害があることなどがそういう要因ではなからうかとも考えられます。

しかしながら、あれもだめ、これもだめじゃなく、進出してくれるところはないか、血眼で探すことも大事であります。いまだトヨタ自動車等の大手企業に話はしてはおりませんが、昨今の傾向として人件費の安い中国をはじめとする東南アジア進出が目覚しい中、この時期に進出してくれるかが、これが問題ではなからうかとも思っています。

しかし、そうは言っても、三協さんとかフォワードさんとか、島内で頑張っていたらいる企業もあるわけでございます。私も東京雪舟会、大阪壱岐の会等にも出席する機会がありますし、成功した方たちも大勢いらっしゃいますので、まずはそういう壱岐出身者の中で進出される方がないだろうか、またそういうつてがないだろうか、そういうのを聞きながら、この企業誘致にも努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 43番、平畑議員。

議員（43番 平畑 光君） ただいま市長より前向きのお言葉をいただきまして、うれしく思っております。このトヨタ自動車九州、この誘致の件であります。今市長心配されておりましたが、この輸送機関がすべて大型の海上輸送ですね。そういうことで、私もこれを取り上げて訴えておるところであります。私も過去は船乗りでございましたので、かなり海上輸送面に対しては知識を持っておるつもりであります。この郷ノ浦港の大きい港を大型の船が今、寄港もでき

るし、この宮田の組み立ての部品輸送にはもってこいの場所ではないかと思っておるのであります。これはほらでも何でもありません。これは今、福岡すべてのトヨタの生産工場は全部港湾の近いところに大体できております。

将来のやっぱり地域の子供たちの、また島民の夢としてひとつ実現、とにかく夢だけじゃできませんので、市長の今後の市長の手腕をひとつ発揮していただきたい、これ多少でもいいですからね。多少ではできませんけれども、成功に向かって頑張っ、て、手腕を發揮していただきたいと思うのであります。

この天ヶ原の今、私ロッキングと申しておりますが、これはいろいろ呼び方があるそうでございます。専門用語、私もちょっと聞いたのでありますが、インターロッキング現象、これはタイルに穴があいたところがそういうことと、聞いております。とにかく穴があいて、私もずっと歩いてみても、尖って、やっぱり子供たち、現在では身障者の車いすが動かないという現象であります。そういうことで、皆さん、地域の人が困っておられます。これをひとつ早急をお願いをしてくれということでありましたので、申しております。よろしく願いをしておきます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって平畑議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） 次に、12番、長島清和議員の登壇をお願いします。

議員（12番 長島 清和君） それでは、通告をいたしておりました2件につきまして質問をいたします。

まず初めに、ごみの不法投棄対策についてでございますけれども、この問題につきましては、一般質問の初日と2日目と3名のお方から同じような質問もありまして、重複する面もあるかと思っておりますけれども、よろしく願いをいたしたいと思っております。

壱岐市は「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」をキャッチフレーズに、島外からの観光客や修学旅行の誘致、都市と農村、漁村の共生、滞留などを進める中で、自然環境のすばらしさを前面に打ち出し、アピールをしているところでございます。

自然のすばらしさを否定するものではございませんが、ごみは道路沿い、海岸線、港、茂みや空き地など、あらゆるところにレジ袋などに入れられた生ごみやおむつまでも捨てられております。廃棄物、空き缶などの散乱は、心ない人たちによって捨てられたものといいたしましても、この状況は「観光の島、壱岐」とは言いがたいものであります。ボランティアなどによる空き缶拾いが毎年数回大がかりな清掃活動も行われておりますけれども、ごみや空き缶のぼい捨てが一向に減る気配はなく、ごみを捨てる人と、拾う人のいたちごっこが続いております。

そこで、不法投棄の問題は早急に解決を図らなければならない重要な課題であると思っております。

不法投棄対策は、ごみの減量化の推進と適正な処分、またリサイクル体制の確保、そして不法投棄をさせないという社会環境をつくり上げていくことが必要であるかと思います。市としてどういった対策を考えておられるか、お聞きいたします。

それから、長崎県におきましてはクリーンアップ事業、これは不法投棄物撤去事業とも言っておられますけれども、これが行われておりまして、これは原則といたしまして市町村または県有地等に不法投棄された現有不明者の廃棄物とされておりまして、今回、民有地につきましても現有不明者で、生活環境保全上、または景観上の観点から緊急に改善を必要とするものについては、要請に基づきまして今年、9月から11月にかけて県におきまして撤去がなされておりまして。

しかし、今後におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というのが定めてありまして、これは所有者の責任において不法投棄の防止と、不法投棄があった場合、みずからの責任で処理することが義務づけられております。

しかし、高齢化の進展や不在地主が増加する中で、こうした所有者が現所有者を特定できないとき、みずから処理することを現実問題としては、私は困難だと思います。一たんごみが捨てられるところは、瞬く間にゴミ場になるものであります。そうした状況にならないように、所有者も十分管理することも必要だと思いますけれども、もし知らないうちに自分で処理不能な不法投棄を受けたとき、撤去はしてもらえるのか、どういった対策があるのか伺います。

それから、壱岐市条例においては、市民が空き缶等の不法投棄をしないよう、努力義務を定めた項目があるわけですが、罰則規定等は全くございません。そこで、土地所有者の管理義務に対しまして、不法投棄者の責任が追及しにくい状況にあるわけですが、ここでゴミ等のばい捨て禁止条例を制定することによりまして、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活に寄与することは考えられないものでしょうか。ゴミ類、空き缶、たばこを決められた場所以外に捨てたり、犬のふんを放置し、道路や公園、公共の場所などを汚す行為、自動販売機に回収容器を置かない、また置いても適正な管理をしない行為、それから公共の場所において印刷物を配付したり、ゴミを回収しないなど禁止される行為を定めまして、条例に違反すると罰金を科せるなど、対策も必要ではないかと考えておりますが、そのようなお考えはないでしょうか。ばい捨て条例についてお考えをお聞かせ願います。

2点目、次に市道の管理についてお尋ねをいたします。これまで勝本町では各公民館において、道路の管理作業を行ってまいりました。今回、合併したことによりまして、市道の幹線道路は市の方でシクリきり、また溝上げなどをしていただけるようになりました。高齢化が進む中で、的を得たような対策でもありますが、幹線道路の基準も明確にされずに、公民館内の1路線とのことであります。

また、これまでの管理費も大幅に削減されると聞き及んでおります。これまでわずかな管理費

で、各公民館が館員こぞってボランティア作業を行い、自分たちの地域は自分たちで管理する気持ちで道路環境の保全を行ってきたところであります。

また、この管理費はわずかではあります、地域公民館の運営財源として、税の100%納税奨励金とともに、貴重なものであります。行財政改革でもふえ続ける管理費をいかに削減されるかと検討されておる中で、ボランティア等による市民が一体となった取り組みを私は支援すべきと考えます。

公民館等のボランティア作業による活動は、小さな経費で公民館活動や地域の活性化、また連携を図ることを考慮すれば、大きな経費が節約されると私は思いますが、市長はどういった考えをお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 長島議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 12番議員の質問にお答えをいたします。

ごみの不法投棄対策につきましては、前回の9日、10日に3名の議員から質問をいただきました。同じ答弁になるかとは思いますが、議員がおっしゃるとおり空き缶、空瓶、プラスチック製品等々のポイ捨てが非常に多く、観光立島を目指す壱岐市の一つの汚点材料であるのは、御指摘のとおりでございます。そのように私も認識をしているところでございます。

ばい捨てに対する住民のモラルに対する啓蒙政策としましては、旧4町でずっと長年取り組んでいただきましたが、一向に一部の方のこの意識改革ができないためか、ばい捨ても絶えず、壱岐を訪れてくる観光客にも不愉快な思いを与えているのではなからうかと、このように思っております。対策といたしまして、今後も粘り強く、住民への意識高揚をしていきたいと、このように思っております。

次に、不法投棄につきましては、市民の若干の意識高揚により、年々減少効果にある状態でございますが、不法投棄がこれみずから処理ができないごみはどうするかという御質問でございます。現実的に問題として、特定できないごみは市に連絡をいただければ、今までどおりの対応をしたいと、このように思っております。余りにも悪質な場合は、警察にもお願いをし、取り締まっていただくこともあろうかと、このように考えているところでございます。

次に、ばい捨て禁止条例の件でございます。ばい捨て対策といたしましては、壱岐市条例環境美化推進に関する条例第11条、ごみの投棄の禁止の中で制定しておりますので、市が現在のところ市が強制するのではなく、一個人の道徳、モラルに期待しながら協力をお願いするものであり、罰則により規制する以前に、市全体の取り組み活動を実施をいたしまして、それでもばい捨てが絶えないときは、罰則規定のある諸条例制定と、このように思っているのが、今の現状でございます。当分の間は、市民のモラルの向上に期待していかなければと考えておりますが、先般、

議員からもいろいろ質問でアイデアが出ました。不法投棄連絡協議会委員会を設置したらどうかとか、110番の設置、その他パトロール、いろいろといい案が出ましたので、そちらの方でまず努力をしてみたいと、このように思っているところでございます。

次に、市道の管理についてでございます。市道の管理につきましては、ボランティア等への支援の取り組みは行っておりませんが、県民参加の地域づくりとして、県民共有の財産である河川、海岸、道路、港湾の愛護団体の登録制度により、その活動に対しまして、軍手、ごみ袋等の支給援助を行い、清掃美化活動に取り組んでいただき、そういう制度があります。登録手続は、土木課、管理用地係、各支所建設課、管理建設係に窓口を置いております。当面は、この県の制度を活用していきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、市道の除草等の維持管理につきましては、各町主要路線を市で、他を地域自治会でお願いすることで、合併による調整を進めてまいりますので、御協力をお願いしたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 12番、長島議員。

議員（12番 長島 清和君） この不法投棄の問題につきましては、全国どこの自治体でも大変苦慮されておるということでございます。

また、いろいろな対策や取り組みがなされておるわけございまして、例えば福岡県の朝倉では、不法投棄が特に多いところに形のいい石を立てまして、それにしめ縄を巻きつけたそうでございます。そうしたところが、そこには全く投棄する者がいなくなったということで、おまけにおさい銭まで上がるようになったというようなところもあるそうでございます。こういうところは特別なところだと思いますけれども、東京の八王子では、小学校を対象といたしましたごみ問題のポスターの展覧会を開催をされまして、そこで応募された作品をその現場に展示したところ、投棄が激変をしたということも書いてありました。このように教育の現場との連携、また行政の持つネットワーク機能を生かした取り組みが各地で行われておるそうでございます。

そしてまた、郵便局やタクシー業界など、地域内を循環する仕事をしておられる業者と連携をして、不法投棄の監視体制を構築しておられるという自治体が全体で44%にも上っておるといようなことでございます。こういったいい取り組みというのは、いろいろとこちらにも適用していいんじゃないかと、私は思いますし、市長もまたこの点にどう思われますか。

県のクリーンアップ事業の件でございますが、これはこととして終わりということ聞いております。しかし、これも民有地につきましては、1回限りであとはもう管理者、所有者が撤去しなさいよというような誓約書まで出ておるようございまして。また、県の方でもまた何か別あるかもしれませんけれども、市の方で対応するという答弁でございましたので、ここのところは老

人とか不在地主とかいろいろありますものですから、その点、県の方に撤去された中でも、ほんの一部でございます。これは要望書を出さないことには、県もやっていただけないということだったんですから、それでまだいろいろ結構あるらしいですよ。手に負えないところもあるということを知っております。それで、そういうところも市の方が対応してくれるという答弁でございますので、どうかそのところをよろしくお願いしたいと思います。

それから、私ずっと市内一円見回してみますところ、自動販売機というのが結構多いわけですが、この自動販売機に回収容器が設置されていないところが大変多く見受けられます。これはばい捨てにも大いに原因があると思いますけれども、なぜこれ設置されないのか、これも市の条例で定めてあるということですが、これは市としてどういうふうな指導をしておられるか、この点もお伺いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） ただいまの議員のいろいろのアイデア、本当に参考になるようなことがたくさんございました。もちろん教育の連携は常に図っているつもりでございますが、その点、もう一度よく考えて深めていきたいと思っております。郵便局、またタクシー運転者さんとの連携、非常にいいアイデアであるなど感じているところでございます。

自動販売機の横にいつも大体捨てるものは、あれはたしかつけなければいけないようになっておりましたが、私、勉強不足でございますが、たしか置かなければならない義務となっていると思っておりますが、その点、ちょっと担当の方に説明をさせます。

議長（瀬戸口和幸君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（榊崎 精司君） 自動販売機の回収容器についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、確かに回収容器を設置されていない自動販売機がございましたので、11月で各事業所に回収容器の設置方のお願いの文書を出しております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 12番、長島議員。

議員（12番 長島 清和君） それで、全部どこも回収容器が設置されますと、またばい捨ても大分変わってくるんじゃないかと思っております。そのようにひとつ指導方をお願いしたいと思います。

市道の管理の方ですけども、一応勝本の方は1路線だけということでやっておられるわけですが、市道全部やってもらえるようになるわけでございますか、いずれは。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 市道の除草等の維持管理についてですかね。各町主要路線を市ですということ、主要路線以外を他の自治会へということ、そういうことになると思います。

(「いろいろ言いましたけれども、この不法投棄の問題、行政側としてもしっかり指導していただきながら、ごみのない壱岐の島づくりをやっていただきたいと思います。」と呼ぶ者あり)
議長(瀬戸口和幸君) 以上をもって長島議員の一般質問を終わります。

.....
議長(瀬戸口和幸君) 次に、24番、東谷伸議員の登壇をお願いします。

議員(24番 東谷 伸君) 通告に従いまして、市長に対して2点質問いたします。

まず、第1点目に、障害者福祉について質問いたします。

我が国の障害者施策は1993年、平成5年に制定されました。障害者対策に関する新長期計画、これは平成5年度から平成14年度までに沿って、具体的な整備がなされてまいりました。その後、2002年、平成14年12月24日、政府は障害者施策推進本部において、平成15年度を初年度とする新たな障害者基本計画を策定いたしました。この障害者基本計画においては、新長期計画におけるリハビリテーションとノーマライゼーションの理念を継承するとともに、障害者の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るために、平成15年度から平成24年度までの10年間における障害者施策の基本的方向を定めました。

また、同時に、障害者基本計画に基づき、その前期5年間、平成15年度から平成19年度において、より一層の充実を図るべく障害者プランに基づく重点施策実施5カ年計画、つまり身障者プランが策定されております。

さらには、障害者の自立と社会参画を実現するために、生活にかかわるさまざまな領域において、重点的に実施する施策が数値目標を上げております。先ほど市長にお渡ししたのは、その長崎県の基本計画であります。後で再質問のときにまた説明しながら、答弁をお伺いします。その結果、障害者を取り巻く状況は、施設福祉から在宅福祉、ひいては地域福祉への転換という大きな流れの中にあります。

したがって、障害者が生まれた地域で安心して生活できるよう、障害者とその家族の支援を行う、相談支援体制の充実や介護負担の軽減を図る施策の推進、地域療育システムを構築し、各機関が連携した総合的な支援体制を整備することが必要であると訴えておりますし、私もそう思います。

そこで、次の3点について質問いたします。まず第1点、障害者のデイサービス事業は、現在、芦辺町の社協において1日10人の定員で事業をしております。行政として来年度以降、この定員をふやすなどの計画はあるのか。そして、2点目は、ショートステイやグループホームなど、入所施設などの入所型の施設の建設などの事業計画やその対応策は考えてあるのか。3点目、身体障害者、知的障害者、またはその家族に対する相談事業体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

次に、第2点目の「壱岐市行財政改革大綱」の視点に立った（仮称）一支國博物館事業について質問をいたします。

「壱岐市行財政改革大綱」の行財政改革の必要性の中に、我が国の財政は危機的な状況にあると言われており、さらに自主財源の乏しい壱岐市に置かれてる現状を踏まえ、市が今後も各種の行政サービスを維持向上していくためには、行政コストの削減と、財源の効率的、効果的な運用が必要となっていると書いてあります。また、期間におきましても、平成16年度から5年間となっております。

したがって、（仮称）一支國博物館事業におきましても、この壱岐市行財政改革大綱の対象になると思われまます。

そこで、「壱岐市行財政改革大綱」の行財政改革の推進施策の中において、次の3点があります。1番目に、計画的、効率的な行政運営と職員の能力開発、2番目に、住民参画と公共施設の適切な設置運営、3番目に、財政の適切かつ健全な運営のこの3点の視点に立って、一支國博物館の事業の推進と、そして壱岐市議会の役割も含めて、市長はどう考えているのか、お伺いをいたします。

よろしく申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） 東谷議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 24番議員の御質問にお答えをいたします。

まず、障害者福祉について、3点質問があったようでございます。

まず、最初に、障害者のデイサービス事業は、現在芦辺町の社協において1日10人の定員で事業をしている。行政として来年度以降、定員をふやすなどの計画はあるのかという質問であったかと思ひます。

障害者デイサービスについて、芦辺事業所の現状は、利用者のニーズに対応できない状況にあります。平成17年度対応を図る方向で、施設の確保及び人員体制について、社会福祉協議会と現在協議中であります。また、長期的な方向は、壱岐市の障害プランを策定する中で、施設及び人員体制等、検討をしてみたいと、このように考えているところでございます。

2番目に、ショートステイやグループホームなどの入所型の施設の建設などの事業計画や対応策はあるのかという御質問でございます。

入所施設として公立特別養護老人ホームに併設で、療護施設を計画いたしましたがい、実現をしておりません。ショートステイ、グループホーム等、障害者の入所施設については、支援費制度の動向を見ながら、障害者プランの中で計画をいたしたいと、このように考えております。

3番目に、身体障害者、知的障害者、またはその家族に対する相談事業体制はどうなっているのかという御質問でございます。身体障害者、知的障害者本人と、その家族に対する相談体制は、

吉崎市において身体障害者相談員 7 名、知的障害者相談員 4 名、芦辺町社会福祉協議会の障害者生活支援センター障害児の療育等については、吉岐子どもセンターで実施をしております。

また、佐世保身体障害者更生相談所によります巡回相談事業が、年 1 回実施されております。吉崎市になりまして、改めて相談員の委嘱をし、特に相談員活動の周知について徹底をしたいと、このように思っております。

次に、行政改革の件で言われました、計画的、効率的な行政運営と職員の能率開発、住民参画と公共施設の適切な設置運営、財政の適切かつ健全な運営の視点に立って一支國博物館事業の推進と市議会の役割を含めて、市長はどう考えているかという件でございます。

行財政改革は、御存じのとおり、行政コストの削減と、財源の効率化、効果的な運用が必要になってくるわけでございます。この行政改革によって、いろいろむだをなくし、効率的な経営、財政の健全化等をもくろんでおるわけでございます。また、これは行財政改革によって、得た財源を夢の実現に振り向けて、名実ともに「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、吉岐」を実現するための指針とも行財政改革大綱策定の指針にも期しております。

言うまでもなく、原ノ辻はせんだってもしましたが、原ノ辻遺跡は先人の残してくれたかけがえのない遺産であると、このように思っております。活用してこそ大きな財産になるのではなかろうかと、そういうことで今、取り組んでいるところでございます。そういうことで、行財政改革を進めながら、改革と創造という言葉がございますが、やはり吉岐の活性化にもつなげていくのが必要だという立場であります。

計画的、効率的な行政運営と能力の開発の件につきまして、その視点から考えた場合でございますが、（仮称）一支國博物館を仮称でございますが、埋蔵文化財センターと併設することによりまして、発掘や調査研究、保存、修復や調査結果の整理、作成に至るまで、県職員の専門的、あるいは経験豊かな立場からの知識や技術などが現地にいながらにして修得をでき、多くの職員の効率的な能力向上が図られるものと考えております。

また、博物館運営においても、最新の情報提供や企画面での支援、協力などが得られ、事業を展開する上においても、大きな効果が期待できるものと、このように考えております。

また、2 点目の住民参画と公共施設の適切な設置運営の視点から考えた場合でございますが、一支國博物館建設事業につきましては、現在整備基本計画案を県と一体となって策定しているところでございます。この基本計画案に対しては、市民からの意見や情報を提供していただくため、パブリックコメントを実施する予定となっております。建設計画策定時点から住民参画を図っていく考えで進めているところでございます。

なお、施設の構造等につきましては、障害者や高齢者にも利用しやすくするため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に配慮したものを基本としているところでございます。また、

管理運営については、県の埋蔵文化財センターとの調整もあり、どのような形状になるかによって検討すべき点が出てこようかと思われまます。

適切な運営に向けては、利用料の検討をはじめ、指定管理者制度の導入や部分的な外部委託など、今後十分検討してまいりたいと考えております。

さらに、財政の適切かつ健全な運営の視点から考えた場合でございますが、自主財源が乏しい壱岐市におきましては、財源の効率的かつ効果的な運用が必要であります。したがって、必要な政策を吟味し、必要なものには重点的に配分することが重要となってまいります。

(仮称)一支國博物館については、とかく歴史という学術的、専門的イメージが先行をし、かかわりにくいと思われる方がいるように聞かれますが、単に歴史的文化遺産を展示する箱物の整備ということではなく、ボランティア団体や地域づくり団体などすべての市民が寄り集まり、みずからの活動をいつでも表現できる場としての機能と空間を備えた壱岐全体の地域振興の拠点づくりとして整備するものでございます。

また、一支國博物館を核として既存の施設を生かしつつ、各地域、あるいは農業、水産業などの各産業とも連携することによって、島ごと博物館、島ごと大学、島ごと元気館構想を実現し、活性化を図るものであります。議員方々が懸念されておりますように、施設を整備するだけにとどまっていれば何もならないと考えております。幸い平成15年12月の整備基本構想において、この施設の具体的な活用例が示されております。この実現を図れば必ず壱岐市の地域振興につながるものと確信をいたしております。そのためには、私たちももちろん議員、市民が一体となって本施設の活用に加わっていただくことが大切になると、このように思っております。

以上でございますが、議員皆様方にはこの整備計画に対する御審議はもちろんのことでございますが、施設運営における御助言や御提案などについてもあわせてお願いをするところでございます。

以上でございます。

議長(瀬戸口和幸君) 24番、東谷議員。

議員(24番 東谷 伸君) 非常にきれいな答弁ありがとうございます。

しかし、内容においては納得はしておりません。その中において再度質問をいたします。

まず、障害者福祉についての質問でございます。一応、この新障害者プランというのは、言いかえれば障害者は地元において責任を持ちなさい、そして市町村は責任を持ってその施設の整備や、そして家族の支援体制を万全にしていきなさいという旨の内容が含まれているのでございます。

そこで、具体的な数字も平成7年度から具体的に挙げられております。先ほど一般質問する前に、市長のところにはこの資料をお渡ししました。これは国が政府が具体的に障害者のために積

極的な整備計画をつくりなさい、そしてその内容をもとにして、長崎県が障害者基本計画をつくりました。これは平成7年度から始まり、平成14年度に終了しておりますが、まだ未整備な地域もありますので、今後未整備な地域も重点的に平成20年度までに整備する目標を掲げて、それに向かって邁進してくださいというこの資料です。

その中で、知的障害者の入所更生施設、一番下の段ですね。ほかの地域、長崎市や県央、県北、そして五島や対馬においては、もう既に平成14年度までには整備済みなんです。この入所施設というのは、入所と通所とあります。通所施設というのは、障害者の方々が施設に朝出かけて、夕方帰ってくるというのが通所の施設です。これは今、身体障害者においては一支國の里があります。しかしながら、入所方というのは、宿泊施設があって、そして家族の支援を受けにくい方々のためにも、そしてこの入所施設をつくってください。県下においては、目標数字が平成20年度までに30、これは壱岐市だけが取り残されている状態であります。そして、その中でこの先日、壱岐市議会がいただいた過疎地域自立促進計画、平成17年度から平成21年度までにおいても、同様の問題点が指摘されております。これは質疑のときにも私読み上げましたが、もう一度簡単に読み上げていきたいと思えます。

壱岐の知的障害者は、平成16年3月31日現在243人で、うち18歳以上が211人、そのうち更生施設、ここの入所施設は島外です。更生施設へ38人、授産施設へ8人、通勤寮2人、福祉ホームへ1人、計49人となっているが、やはり壱岐に施設がないため、本土地区の知的障害者援護施設に入所している。これは壱岐にないから、本当にこの人たちは今、壱岐にないから、泣く泣く親御さんたちは島外に連れていってるんです。そして、これは壱岐においてはまだ未整備なんですね。中には私が知ってる人たちの中にはもう知的障害者で50を超えている人が何人もいます。すべて単身者です。独身です。今、壱岐に残っているのが、この数字から見ると、あと18歳以上は154人、壱岐に残っております。私、何度かその保護者の方々と話をお伺いした中に、もう70も過ぎて、80に私は手が届こうとしております。その親御さん自身は電動車いすを使っております。子供は49歳です。私が死んだらこの子はどうなるんでしょうか。

そして、今、市長の答弁の中に、相談支援体制は整っておりますと、そう答弁されました。しかし、その相談支援体制が整っていれば、そういう弱い立場の家族の方々が必死になって行政に対して訴えているのに、その相談を受けた人においてもショートステイは必要だと、行政には訴えておりますよと言っておられるんです。

そしてまた、それとはまた別に、平成14年度壱岐障害保健福祉圏域調整会議が行われております。このときにおいても、提言書がこの中に皆さん配付されております。その内容は、施設の必要性、ニーズについて、壱岐島内には障害者、つまり身体障害者、知的障害者、精神障害者の施設において、入所施設はグループホームを含めて未整備であると、よって島外に出しております

よと、こういう会議の場でも具体的に、この中には長崎県の職員も入っておりますし、地元住民や、そして当時者の親御さんたちも代表として入っております。もちろんその当時、4町の福祉担当者も責任者も含めて入っております。

そういった意見がありながらも、私、12月8日に質疑をいたしました、執行部に対して。そしたら、そういった問題点はあるものの、具体的な整備計画、これは平成21年度までです。建設計画はありませんと、さも当たり前のように答弁でありました。私はこの国と県と地元壱岐との行政の障害者福祉に対する温度差が非常にあると思います。

そして、私は、本当にこの障害者福祉政策においては、社会福祉法人しかできないと思っておりました。そしたら、一応福祉六法をずっと調べていきましたらば、知的障害者福祉法の中に事業及び設置、第4章において施設の設置、第19条2項においては市町村社会福祉法人その他のものは、社会福祉法の定めるところにより、知的障害者援護施設を設置することができる。これは今まで民間は民間に、民間にはできないことは行政はせんといかんと思います。そういった声を何も聞かずに、聞いても知らんふりをするというその体質自体が、私は今の執行部の体質ではないかなと思います。

この点について、市長の答弁をお伺いします。

あと2番目のその大綱における(仮称)一支國博物館について、やはりこれは住民の参画なくして、この計画はないと思います。ある県の職員もそう言うておりました。しかし、今の進め方を見ていれば、県と市は具体的にもう協議を始めております。市議会議員の皆様、島民の皆様、これを理解していただいてあとからついて来てくださいというようなふうにしかな聞こえません。あの国際シンポジウムがありました。たくさんの方は来られてましたが、しかし休憩を挟んだ後は、半分しか残ってないんです。そして、あとアンケートを記入してくださいと言われておりましたが、感動すればアンケートは書くと思います。

しかし、アンケートはどうだったのか私はわかりませんが、やはり今後は壱岐、これからは市議会の特別委員会が設置されると思います。そんな中で、今、市長が具体的に進めております行政改革委員会とか、あるいは一般廃棄物の検討委員会の答申を待って、具体的な施策を進めていくと、いつも言われておりました。この原ノ辻関係においても、この特別委員会の答申を待ちながら、そして壱岐島民の英知を踏まえて、そして将来の子供たちに負の財産を残すことのないような、そういう施策を検討していただきたいと思います。

あと市長の答弁をお伺いします。

議長(瀬戸口和幸君) 市長。

市長(長田 徹君) まず、障害福祉についてでございます。

議員言われるように、この資料を開会前にいただいたわけでございます。知的障害者入所更生

施設は、県の地域別整備実施状況といたしまして、壱岐は30という施設というところに壱岐はゼロというのは議員がおっしゃるとおりでございます。また、言われましたいろいろ会議があって、提言書が出て、その施設の必要性も論議をされた、それなのにされてないということで、担当に言ったら、その計画はないとむげな対応だったというお話でございました。

この必要性、これをお話を聞きまして、必要性は感じました。この整備につきましては、積極的になるだけ指針ができるように考えてみたいと、このように思っております。

次に、原ノ辻のことでございますが、住民の啓蒙という、巻き込んで、住民と一緒にやってやるべき姿が必要ということで、議員が言われるように、シンポジウム等もいろいろ行って、いろいろ皆様方に参加していただいたわけでございます。

私の感じでは、非常に皆様方の御理解が得たといいますか、そのように感じ、心強く思ったわけでございますが、議員が言われるには、アンケートの結果がどうなったのか、半分ぐらいしかいなかったと、アンケートも集まったのかというお話でございますが、アンケートの件につきましては、私承知しておりませんので、もしわかっているようであれば、教育委員会の方から提出をさせていただきます。きょう準備できてるかどうか、それはわかりませんが。

それと、将来、子孫に負の遺産を残さないようにということ、もちろんそういうつもりで、これが負の遺産にならないように、壱岐にこの原ノ辻という存在感を将来、将来長くこれ一時期の問題じゃございません。子供、子孫にずっと伝えて、後々こういうことをして原ノ辻を壱岐の発信をしてよかったと言われるように、そのように頑張りたいと思います。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 24番、東谷議員。

議員（24番 東谷 伸君） 1番目の障害者福祉に関しては、本当に家族の方とか心配しております。

具体的な例を1つ挙げますと、40歳ぐらいの母子家庭なんですね。子供さんが知的障害者の子供を含めて4人いらっしゃるんです。以前、壱岐にもこの子供は自分は育てたいと、通所施設に通わせたいと言われて努力をされたんです。しかし、家が狭く、その子供だけではないんですね。あと下に3人の子供がおって、その障害を持った子供にかかわってれば、ほかの3人の教育が自分は責任を持ってないと、泣きながら島外に連れて行かれたんです。その女の子は19歳です。

ですから、本当に弱い立場の方々の声を市長みずから聞いていただいて、その声が受け入れられなければ、その家族は泣くしかないんです。そして、やる気もなくなってしまうんです。やはりこの障害者対策においてもですが、あと原ノ辻関係においても、事業計画なんかにおいても、やはりいろんな意見を聞きながら、そして謙虚な立場に立って対応するというのが、本来行政

サービスの根底にあるものではないかと思ます。

私は、この障害者問題とか、あるいはこの事業の進め方において、もう一度市長みずからの、やはり反省点と今後の進め方について、もし反省点があるのであれば、今頭を傾げられましたが、やはり原ノ辻関係においては、このまま進めていこうという気持ちもあらわれるかもしれませんが、やはり住民の声を顕著に聞いていかれながら進めていっていただきたいと思ます。もし答弁があれば、お願いします。

以上で終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 先ほども障害者福祉についてはございますが、施設の必要性が問われているということでございますので、そういうことであれば、もうこの数字、資料を見ましても、そういう結果、この資料に限っては、そのようにこれ間違いないものと思っております。そういうことで前向きに必要性があるのではやりたいと。

それと、原ノ辻におきましては、やはり今からの原ノ辻、どういうふうなものか皆様方にいろいろと啓蒙と申しますか、御理解を得るような活動を、またしていきたいと、このように思ますので、よろしく願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって東谷議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は11時30分とします。

午前11時17分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、15番、富田邦博議員の登壇をお願いします。

議員（15番 富田 邦博君） 15番の富田でございます。通告に従い、壱岐市内の防災対策について質問をさせていただきます。

まず、本題に入ります前に、約2カ月近くになるわけですが、新潟県の中越地震、そして8月中旬よりの約10個の台風が日本に上陸と、そして集中豪雨により各地に多くの被害が出ております。犠牲になられた方に対しまして、心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

集落全戸の移転を考えられておられるところもあるようで、非常に寂しく、また悲しい気持ちでいっぱいでございます。一刻も早く復興ができ、再起されることをお祈りするばかりでございます。

日本列島は、地震、台風、火山の島とも言われております。2カ月近くになります新潟県では地震で家屋の全壊、約2,500棟余り、そして半壊、一部損壊等含めると、約5万7,000棟余り、被災された方も仮設住宅がある程度でき上がり、引っ越しをされた方もおられるようでございますが、避難生活を余儀なくされておられる方も数多くおられるような状況のようであります。

また、相次ぐ台風、そして集中豪雨により、四国、関西方面、そして近畿地方方面等に各地に多くの被害が出て、復旧にもかなりの時間、そして御苦労、経費がかかるものと、本当に心の痛む思いでございます。

また、私たちが住んでおります壱岐においても、本年はもとより以前も台風、そして集中豪雨とでかなりの被害が出ております。私も芦辺町に住んでおります関係で、芦辺町の例をとりますが、主なものは次のような状況でございます。

昭和60年、集中豪雨による被害、田んぼの冠水、約300町歩、道路のがけ崩れ等、約70カ所。昭和62年8月、台風12号による被害、負傷者3名、住居、倉庫等の損壊、約2,900棟余り、漁船等の損壊、約100隻、水道、電気等の損壊、約4,000戸。それから63年7月から8月にかけて台風11号、大雨の被害、道路河川等の損壊、約40カ所、それから平成11年6月、豪雨による被害、死亡者1名、住居、倉庫等の損壊、約50棟、床上、床下浸水、70棟、田んぼの冠水、約60ヘクタール、道路の損壊、約70カ所、がけ崩れ、約100カ所。それから、平成15年8月、豪雨による被害、がけ崩れ、約40カ所、道路の損壊、約60カ所。それから平成16年、今年度ですが、8月から10月による台風による被害、これは15号、16号、18号、21号、23号、接近通過したわけでございますが、これによりまして住居、そして公共建物の損壊、約10カ所、道路の損壊、約10カ所、そして皆さん御存じと思いますけれども、瀬戸浦の防波堤の決壊、1カ所など、芦辺町だけでもその他農作物の被害、その他小規模なものまで合わせますと、かなりのものになると考えられます。

そしてまた、各年度壱岐市内全体を合わせますと、特にことしは集中的な大雨、台風、地震の年であったようでございます。自然現象ではありますが、未然に防ぐことができる場合、そしてできない場合がございます。自然の力にはなかなか勝つことができないものが多いわけでございますが、未然に備えることのできるものもあるのではないかと考えております。

その一例でございますが、住居付近のがけ崩れ、特に田舎で言いますと、セドヤマというのがございます。町部の密集地における急傾斜、そして危険区域は県、あるいは町の方で指定箇所が約60カ所あると聞いております。このような場所は県なり町の事業で、防災工事もほぼ完成しておると聞いておりますが、その区域以外の在部の地区の住居裏山はほとんどが、壱岐では暴風林も兼ねた山林、がけがある特有の地形をなした島であると思っております。

先ほど申しました平成11年に、芦辺町で発生しました箱崎地区で発生したわけですが、住居の裏山の土砂崩れにより、住居が倒壊し、死亡事故という痛ましい事故が発生しております。

このように、密集地以外の裏山の崩壊防止策が今後、必要ではないかと考えております。事故が起こらないうちに、何か行政で支援できる助成等の方法はないかと思いますが、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

また、万が一に災害が発生した場合、そしてまたおそれがある場合、その避難の指示、勧告、場所等、どのようにだれがされるのか、先日の一般質問の中にもありました件と重複するかもしれませんが、マニュアルができておるならば、どのように周知、市民に周知されるのか、お尋ねをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 富田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 15番議員の質問にお答えをいたします。

まず、冒頭言われましたように、ことしは新潟県の中越地方の地震、そして集中豪雨及び台風も日本列島を10本ほど通過して、非常に台風の多かった年、また地震等、非常に災害にいろいろ今、現在もまだなかなか復興も厳しいようでございますが、非常にその作業におくれを感じながらも一生懸命、被災者も努力をされておりますし、担当市町村におかれましても、非常に対処で大変御苦労をされておると感じているところでございます。

この吉岐市内の防災の周知につきましては、現在のところ災害対策基本法や吉岐市の災害対策本部設置条例、規定など関係法令により、災害警戒本部を設置をいたし、本町と4支所で警戒体制をとっております。気象情報で各種警報が発令された場合は、関係職員は執務をいたし、関係機関と連絡をとりながら、情報の収集に当たっております。災害の発生が予想される場合は、防災行政無線を通じて、気象情報に注意するように放送いたしまして、また自主避難場所の設置などを放送しております。今回も本庁から直接放送ができるように整備をいたしました。特に独居老人など社会福祉協議会もいろいろな意味で御教訓をいただいているところでございます。災害発生の場合は、状況判断の上、必要に応じ、防災行政無線で周知をしたいと思っております。

それと、議員が言われました住宅の背後地の崩壊に係る災害復旧については、自己財産の保全、管理であり、所有者において対策を講じるのが原則であります。住宅の背後地が森林の場合は、自然災害防止事業など、県、国の制度がありますので、状況に応じた制度を活用し、災害復旧、災害予防対策を講じているところでございます。

住宅背後地が山林以外の場合や、これらの補助事業の対象にならないものにつきましては、基本的に自己の責任において実施することになります。なお、補助対象外でも激甚災害等の場合には、市独自補助として崩壊した土砂等の排除に係る経費の一部を助成する対策を行う場合もござ

います。

災害復旧に係る周知につきましては、通常の災害と同様に、災害調査や自治会長、被災者からの報告、また回覧による報告、申請漏れがないよう、周知を行っているところでございます。

制度の内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。
議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 農林課で担当しております住宅の背後地等の災害対策でございますけれども、まず自然災害防止事業という県の単独事業の補助の分がございます。これにつきましては、住宅の背後地、これが森林の場合、それが崩れて、人家に被害を及ぼし、直接及ぼす、そういった状況のときに限度額450万以内の工事として実施してあるものがあります。

それから、激甚災害等で人家が2戸以上、そういったものが直接被害を受ける、またその山林の崩壊によって、被害を及ぼすおそれがある場合につきましては、国庫事業の林地崩壊防止対策事業というのがございます。そのほかに人家が5戸以上になりますと、県営の自然災害防止事業というのがございます。これらにつきましては、まず市町村の防災計画の中で、災害危険区域に指定するということが1つの条件になります。それと、国庫事業、それから県営事業につきましては、さらに山林が保安林に指定をされておる、そういったことが条件になります。そういった箇所については、治山事業として実施をしておるところでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 15番、富田議員。

議員（15番 富田 邦博君） 今、担当課長、そして市長からの答弁がございましたけれども、県と国の災害後の事業はあることは私も聞いております。災害が起こらない、防止するためにどうかできないかということをお願いしておりますので、市長はその点を災害が起こってからはどうしようもないわけですから、防止策を私は聞いております。災害発生後の土砂の除去とか、2戸以上の集落と5戸以上の、その分の対策というのは聞いておりますけれども、できましたら災害が発生する前に、そういう防止策の事業等を考えておられないかということが私の質問趣旨でございますけど。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 質問の内容が把握できておりませんでした。その前の対策につきましては、担当課の方より説明をさせます。

議長（瀬戸口和幸君） 農林課長。

農林課長（白石 廣信君） 先ほど説明いたしました自然災害防止事業でございますけれども、まず緊急度の高いものから採択をするということになってまいりますし、この住宅1戸だけに被害があった分につきましては、特に予防措置というのは考えられておりませんので、現在のところそういった個人の1戸の家の予防対策というのは、ちょっと現在のところそういった制度がない

というところでございます。

あと建設サイドの方等でもしありましたら。

議長（瀬戸口和幸君） 土木課長。

土木課長（長山 栄君） 建設サイドの急傾斜地につきましては、要するに壊れる前の指定を受けまして、事業に実施はできますが、基本的にやはり災害には事前の手当というものの補助事業等はありませんし、現在も公共施設に関連する場合で、危険性が確認できれば、事前にやるケースもありますけど。

議長（瀬戸口和幸君） 15番、富田議員。

議員（15番 富田 邦博君） 内容はわかるわけですね。

ですから、先ほどから申し上げるように、その対策の一部として1戸建て等の防止策といえますか、そういうのができないだろうかと市長にお伺いしておるわけですから。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今の内容、ちょっと検討をさせていただきたいという答弁でよろしいでしょうか。ちょっと事前の云々、今細かいこと、私が細部ちょっとわからない面がございますので、ここでちょっと答弁しにくい面がございますので、よろしくお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 15番、富田議員。

議員（15番 富田 邦博君） 検討していただくということでございますので、これ以上申しませんけれども、壱岐にはそういう地区がたくさんあるわけですね、ですから災害が起こってからは、どうしようもないわけです。泥、土砂を取り除くだけ済めばいいですけども、これが家等にかかってくれば、また家屋の災害までなるわけですから、そういうところを含んでいただいて、今後取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

それから、防災の周知の方法ですが、現在消防署からの夕方になりますと火災発生件数何件とか、台風の警報などの被害等 警報等は防災無線で放送をされておるわけですね。もし、大雨、台風等に詳しい情報ができたらしてほしいというような声もございます。市民の方々のほとんどがテレビとか新聞、ラジオ等で調べる人が多いわけですけども、停電になって使いものにならない場合もあると思います。

ですから、できるだけそういう情報が出ましたら早急にわかりやすく、今後連絡体制をとっていただきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 総務課長。

総務課長（米本 実君） 災害前の対応についてでございますが、現在台風、豪雨などの接近に際しましては、気象情報に十分注意するように防災行政無線を通じまして周知をいたしているところでございますが、警報につきましては今後できるだけ詳しく報道をするようにいたしたい

と思います。（「まあ、そういうことをお願いしてこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって富田議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は13時とします。

午前11時50分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、26番、久間進議員の登壇をお願いします。

議員（26番 久間 進君） 通告に従いまして、2点について御質問をいたします。

まず、最初に吉岐で働く若者に住宅をとということではありますが、私は現在のところ郷ノ浦町以外の住宅状況についてよくわかっておりませんが、住宅問題について御質問をいたします。

まず、最初に旧4町合併によりまして吉岐市市営住宅となっておりますが、合併によりまして入居するための選考基準が変わったのか、また基準内容がおわかりでしたら主なものだけでもいいですから教えていただきたいと思います。

次に、旧郷ノ浦町町営住宅は、以前は単身者の住宅はなく、困っている若者が多いということで、昨年N T Tの大神官舎を買い受け、市単独の単身者のために利用されているわけですが、何せ部屋数が4戸しかなく、空き部屋の募集をしても申し込み者が多く、対応できない状態のようであります。係の方の話でも、この前からは1部屋の募集に対し10人以上の申し込みもあったと聞いております。

郷ノ浦町は、職場も多いことから、集中するのは当然だと思っておりますが、困っている若者に対し、市として何らかの改善策はないのか。先々には、支庁も縮小されると聞いています。現在でも支庁の官舎は、空き部屋が大きいようです。N T Tの官舎のような利用方法ができないものか、2点について答弁を求めます。

第2点目に、漁民に支援策をとということで、現在日本人の魚介類の消費量の50%が輸入品だと言われております。市長も御承知のとおり、バブル崩壊後、魚価の低迷、安い価格で入る輸入品、高齢化による水揚げ高の減少、これは後継者不足にも関連しています。根つけ漁業においても追い打ちをかけるようにいそ焼けと、この原因すら今のところ究明できていない現状です。

また、最近の燃油の値上りにより、ますます漁民の経営状態は悪くなるばかりであります。一例を挙げてみますが、今の油の価格で計算してみますと、イカ釣り船で大型船、これ19トン型になりますが、一晩の油代が約5万円、中型船で約3万円、小型船、これは5トンクラスになる

と思いますけれども、この船でも1万5,000円くらいになります。

単純に計算して、大型漁船が一晩に1箱1,000円のスルメを100箱とったとします。そのうちから油代5万円、そのほかに箱、氷代その他漁具類などの代金を差し引いたら、自分の手元に残るのはほんのわずか、乗組員の給料どころではないのが現状であります。漁の種類によってはそこそこの水揚げをされている方もありますが、現状では大半の漁民が苦しい状態にあると思います。

漁業だけが苦しいとは申しませんが、吉岐の漁業を守るためにも市による一定の基金の運用による低金利でのエンジン購入、運転資金等の支援策はできないのか、以上2点、3項目について答弁を求めます。

議長（瀬戸口和幸君） 久間議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 26番議員の質問にお答えをいたします。

まず、1番目の住宅入居者の選考基準については、吉岐市吉岐市営住宅条例に規定されておりますが、合併前の旧4町の選考基準と同じであります。その選考の内容を、ちょっとできれば教えてくれということでございますので、以下条文を読ませさせていただきます。

第1号に住宅以外の建物、これ選考基準でございます。住宅以外の建物もしくは場所に居住し、または保安上危険もしくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者、これが選考基準の第1号でございます。

次に2号、他の世帯と同居して、著しく生活上の不便を受けている者、または住宅がないため親族と同居することができない者。第3号に住宅の規模、設備または間取りと世帯構成との関係から、衛生上または風教上不適当な居住状態にある者。第4条に正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないために困窮している者。

第5条に住宅がないため、勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者、または収入に比して著しく多大な家賃の支払いを余儀なくされている者。第6条に全各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者となっておりますが、旧4町の選考基準とは全く同じ内容でございます。

また、お尋ねの単身者住宅につきましては、公営住宅法施行令第6条により、50歳以上の者、これ単身者住宅の条件でございます。身体障害者、戦傷病者、原爆被爆者、生活保護者などと規定されておりまして、単身、若者は単身では入居できないように現在なっている状況でございます。

なお、平成16年度の、これ単身者全体でございますが、申し込みはすべて50歳以上の方でございます。全体の17%の応募状況となっております。特に、議員の三島の方々の窮状は察するに余りあるところでございますが、御要望の若向けの住宅は補助金等がなくて、今のところ

考えられていないわけでございます。島という特性がありますので、今後勉強させていただきたいとこのように思っております。

次に、漁民への支援策でございます。近年の漁協を取り巻く厳しい環境の中におきまして、魚家の経営は大変御苦労のことと存じております。お尋ねの件につきましては、水産業におきましても沿岸漁業改善新制度がございます。制度の内容につきましては、沿岸漁業者等の経営や生活の改善及び青年漁業者等の養成確保を図ることを助成するための制度など、国と県で造成した財政資金を直接無利子で貸し付ける制度で、54年度から実施をされております。

この制度を利用する場合は、漁協が償還能力があると認められた上で、エンジンを含む漁船機器、生活改善資金、それに青年漁業者等養成確保資金などがあります。それぞれ限度額はありますが、漁船機器のほとんどは対象になっているようでございます。

なお、窓口は沓岐支庁水産課となっております。沓岐市の補助事業では漁船近代化施設整備事業補助金がございます。対象機器はGPS、魚群探知機、レーダー、電動リール、緊急システムとなっております。限度額はありますが、2分の1の補助がありますので、詳しくは各漁協、あるいは沓岐市の水産課にお尋ねしていただきたいとこのように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長、質問の中に宿舍の関係で、県の宿舍があくようなことがあるけれどもどう考えるかということですが。

市長（長田 徹君） 確かに今からそういうあきが、三本松もさっき言われた三本松も、NTTの前の関連でその後郷ノ浦町が受けた形になっておりますが、もしそういうふうには県の方の支所の官舎などがあけば、そういう住宅に活用したいと思っておりますが、今のところ若者の選考基準は先ほどのような形になっております。そこで、若者が入れるよう設置できるかどうか、先ほども申しますように勉強させていただきたいとこのように思います。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 26番、久間議員。

議員（26番 久間 進君） まず、答弁の中で最初の基準については以前と変わっていないこととあります。それから、この住宅の私が申し上げました単身者用、私は郷ノ浦町時代に一般質問の中で、三島住民として上げましたけれども、その中でやはりその当時の町長の答弁によりますと若者向けというのは補助がない、だから町でやることはなかなか困難であるという答弁をいただきましたけれども、その後に私が申し上げましたその島の例を申し上げましてからですね、先ほど申し上げました大神官舎を買い受けて、町独自の町営住宅として単身者、若者向けに私はなっていると、私はそういう判断をしているわけですが、それは違うわけですかね。

私は、そういう判断で今まで来たわけですが、しかしそれでも先ほど申しますように若

者の住宅問題が非常に厳しいわけですね。ですから、今後においても先ほど申しあげましたようなNTT官舎のような利用方法ができないのかと申し上げたつもりにしております。

それから、2点目の漁民に支援策をとということですがけれども、いろいろなその補助事業もあるとの答弁をいただきましたけれども、やはりそういう利用されている方もあるわけですが、私が申し上げるのは、やはり私はこういうことはやっぱり組合自体がするのが当然、しかるべきだと思いますけれども、市長も御承知のように現在はその組合の経営状態もそのままならぬような状態のところもあるわけですね。現在、砂の補償金によって運営している漁協もあるわけですから、やはり厳しいのは市長も御存じだと思います。

ですから、その資金の運用もいろいろ制限がついてくるわけです。だから、そういう運用資金をもうちょっと、もう少し負担のかからないような運用資金として私が申し上げたのは、市としての支援策をとってほしいという、そういう気持ちで質問いたしました。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 私も郷ノ浦町議会で、そのことで三本松の件承知しとるわけでございます。私も最初若者も入れるようなつもりで受けておりましたが、調査しましたところ今はそのようになっておりません。しかし、先ほども申しますように、申しますようにその条例等を変えて、島の窮状もよく、事情もわかっているつもりでございます。そういうことで勉強をさせていただきたいとこのように思います。

資金運用の面でといたら、詳しく言えば例えば申しわけございません。（発言する者あり）これエンジンを含む漁船機器、その資金などがそれぞれ限度額があるがということですが、その限度額の点でしょうか。一応そういういろんな資金に対してそういう利用方法はあるということをお先ほど申し上げたつもりでございますが、よろしいでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 26番、久間議員。

議員（26番 久間 進君） 住宅の問題ですが、私合併してから一般質問の中でこの前も一般質問の中で嫦娥大橋の件について一般質問をいたしましたときに、いろんな三島住民が困っている状況を申しあげましたが、またここで一つ例を挙げてみますと、この住宅問題に関連して、この方、今度、2回の入居希望、希望をされて、2回とも外れている方なんですけれども、この方は島の高校卒の若手で、やっぱり次男ではあるけれど壱岐で頑張ろうということで本島の方に就職をされておりますけれども、時間帯の都合によって、もうどうしてもフェリーで通勤できないわけなんです。2カ月くらいお父さんが自分の船で毎日送り迎えをしてありましたけれども、もうどうしてもやれんばいと私に相談に来られました。

だから、私は先ほど申しあげましたように、郷ノ浦町議会において町長の答弁の中に島の住民を憂慮するという答えをいただいております。それは、当時の議員さんも御承知だと思います。

ますけど、そういうこともありますから、あったわけですから、私はそういうことをお話して町営住宅に申し込みしたらどうですかということで申し上げましたところ、その申し込んじゃありますけども、やっぱりほかにもいろいろの都合によって申し込んでおられる方がいるわけですから、2回とも外れましたけれども、そういうふうには三島住民にとっては、職業によってはどうしてもできないことが、不可能なことがあるわけなんですよね。だから、その点もよく御理解いただいて、今後はやっていただければと思っております。

それから、もう一例挙げますと高校生の朝補習を受けさせるために住宅を借ってある方もおられますよ、船を持たなければそうしなければできないことなんですよね。ですから、いろんなことを申し上げますけれども、ぜひともその点を理解していただきたい。これは、そのこれだけ入居者の希望者が多いということは、それだけ若者が吉岐で働いていることだと私は思っております。

ですから、若者に対して、それはもう国、県の支援策がなければ、私は市単独でも働く人のための住みよい環境づくり、これは私はぜひ必要だと思います。市長も言っておられますように人口流出に対する歯どめ、私はこれはその一環じゃないかと思っております。ぜひとも今後は、これを考慮していただいて、若者のためにぜひ実施されますようお願いをいたします。

それから、2点目のその漁民への支援策につきましては、私が申し上げたいこと、よく通じていないようなんですけれども、いろいろな資金はありますけれども、やっぱりその中で、いろいろな規制があるわけなんですよね。条件といいいますか、まあそれは当たり前だと思いますけれども、やはりこれだけ苦しい状況の中でそう簡単に金利を払って、というともなかなか漁民にとって厳しいわけなんです。

ですから、私が申し上げているのは、市の基金によって、その基金の中で、その漁民に対しての低金利で私はいいと思います。通告では無利子と書いておりましたけれども、私は低金利での運用ができないかということです。何かありましたら御答弁を。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） まず、住宅の件でございます。先ほど言われた方、多分私と同じ方のことかと思いますが、基準の中にはたしか当てはまった、2人で何か入られたようで、基準の中に入っておられたと思うんですけど、まあ選考から漏れられておられるわけでございます。その中で、やはり選考委員さんがおられまして、その方というのが選考されておられるわけですが、この島の状況やなんや等もございまして、そこらあたり理解されているんだろうとは思いますが、こういうことがあったということで。そして、先ほど申しますようにいろいろ今後県の庁舎のこともありますし、やはり私も申しますように若い者の、やはり働く場を確保するために非常に苦慮してる特に島の方、してある実情は知っておるつもりでございますので、研究さし

ていただきたいとこのように思います。

それと、漁業者の、漁民への支援でございますが、なかなか条件が厳しいという、それを基金が何かで検討してくれという、そういう趣旨であったように今わかりました。今即答はできませんが、これも申しわけございませんが検討させていただきたいとこのように思います。（「もう、以上で終わります。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって久間議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） 次は、20番、橋本早苗議員の登壇をお願いします。

議員（20番 橋本 早苗君） 通告に従い、壱岐の小学校、中学校に関して質問をいたします。

「身を修め知を開き才芸に長じわざを盛んにする」これを目標に近代教育の学校制度が定められたのが明治5年でございます。既に130年を経過いたしました。明治18年には、壱岐郡教育会が設立をされ、明治35年には壱岐郡会より補助金が出されております。以来、壱岐の教育振興の原動力は、壱岐郡教育会がその中心となってまいりました。

大正中期から昭和初期にかけて、壱岐の島は挙げて新教育に取り組む画期的な時代を迎え、自他ともに壱岐の島を教育王国と称し、教育熱心な島としてその名を広めたのであります。大正13年には、アメリカの教育学者ヘデンパーカスト女史を迎え、自由、共同、個別的作業を原理としてラルトンプランは壱岐の教育会に根をおろすとともに、頂点を極めたのであります。

そのころ実業家であられた熊本利平翁は、「百年の計は人を植うるにあり」ということを信条として、大正8年から14年まで毎年3,000円の寄附を行い、物心両面にわたり多大の援助を行ってこられました。既に80年を経過いたしております。

昭和22年、義務教育の根拠を憲法に定め、新しい教育の実現に向かって大きな努力が払われてまいりました。その間、行政は財政的な面で深刻な事態を経験されるわけですけれども、関係機関、関係者の必至の努力によって今日の学校教育の進展を見ることができたのであります。既に60年になろうとしております。

以上のように学校教育に関しては、壱岐は一つの考えのもとに取り組んできた経緯があります。そして教育王国の風土は連綿として受け継がれているのであります。

さて、壱岐の小、中学校は、去る3月1日市制施行により門標も一斉に壱岐市立となり、新たな教育行政機構のもとに統合されました。施行後、日は浅いけれども壱岐の学校教育を左右しかねない極めて重大なときであることをかんがみて、現状と課題について考えてみたいと思います。

今回の行政報告では、学校教育関係に限っては、指導体制も整い、研究の成果も認められるということです。あえて立ち入りません。ここでは教育総務課関係から見た壱岐の小、中学校における現状と課題について3点質問をいたします。

その第1、市制施行に伴い、教育委員会は4課4事務所機構体制となりました。教育総務課においては、重点施策として、教育行政の充実に関して5項目、教育環境の整備充実に関して3項目を掲げて事業推進が図られております。その中で、調整と円滑な推進、資質の向上と事務処理の効率化については、市内28校の小、中学校を統括する上から時期を得た事項であり、欠くべからずことであります。

確かな学力を目指す教育推進には、学校現場と総務課の綿密な連携を見落としてはなりません。この点でふぐあいや課題として見直すべき事案は発生していないでしょうか。

第2点目、旧4町役場は支所として役割を果たしておりますが、機能については中間答申でも取り上げられているように課題が残されているようであります。旧4町の教育委員会は、事務所として機能は残されております。しかし、学校現場との連携を考えると、必ずしも十分な機能は果たされていないのではなかろうか。地域性を重視した学校運営を唱えるならば、各町事務所の役割機能の見直しや、工夫の余地があるのではないだろうか。

最後3点目、17年度の予算編成は、より合理化、効率化を目指し、歳出の見直しは当然のことです。学校予算は、単純計算による削減対象にはなじまない分野であります。学校予算については、学校現場の実情を十分聴取し、要求にこたえる体制が重要であると思います。教育予算編成に関する一連の手だてに課題はないか、また教育予算における学校教育費の占める割合についてどう考えておられるか、以上3点でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 橋本議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。教育長。

教育長（須藤 正人君） 20番、橋本早苗議員にお答えをいたします。

教育行政の大ベテランの橋本議員にお答えをするということで、極めて緊張をいたしております。壱岐の教育の歴史につきましては、議員の申されるとおりでございます。この壱岐の教育王国という評価を今後とも継続していくために、今合併の混沌の中にありますけれども、日々努力をさせていただいております。

教育委員会が4課になりまして、はや9カ月が過ぎようとしております。御存じのように、それまでは各町ごとに教育委員会がございまして、少人数でそれぞれの学校教育、社会教育全般について行政を実施してきたところでございます。現在は、各課がそれぞれの専門性を生かした仕事を遂行しております。

ただ、4課が独立をいたしておりますけれども、必要な部分では連携を持ちながら事務処理の効率化に努めておるところでございます。議員さんが御心配をされております各事務所との関連でございますが、各事務所とも定期的に会合を持ちまして、発生します課題に対しての共通理解、仕事の内容のすり合わせ、仕事の進め方等々をその都度話をして意思疎通を図っております。

また、教育総務課から見た学校教育の現状のお尋ねでございますが、ただいま少し申し上げま

したが、島内の調整等も各事務所の会議に学校総務課参加をいたしまして、るる意見等を述べさせていただいております。各旧4町の教育委員会の機能を現在果たしております教育委員会の各事務所の機能でございますが、これはわかりやくす申し上げますと小学校、中学校の学校に関する仕事内容は、本庁の学校教育課が島全体を取りまとめておりまして事務所では行っておりません。生涯学習を中心にいたしまして、幼稚園、給食センター等についての業務をやっております。

それと、学校が現在地域に開かれまして独特の教育をいたしております。その学校の教育方針を各事務所がいかにか反映をしておるかという御質問もあったかと思いますが、直接事務所ではタッチをしております。それは、先ほど申し上げましたように学校教育課が島内取り仕切っておるということになります。

特に、学校教育におきましては、現在保護者とか地域の公民館の皆さん、老人会、婦人会等の組織とも連携しながらのよりよい方向性を模索しておるところでございます。各町の事務所の機能を一言で申し上げますと市の教育委員会の協力機関としての性格が強くなるかと思っております。4事務所が独特の判断で事業等を計画実施するということは現在ございません。

しかし、事務所に任せております仕事等は責任を持って遂行してもらうことは当然でございます。今後も本庁と各事務所の仕事の具体的な内容とか、その明確化については、それぞれの役割分担をより一層確実にしまして、島内の学校教育、また社会教育に邁進していくつもりでございます。

大正年間のパークスト女史が繰り広げましたダルトンプラン、自由、共同、個々の性格に、個人に応じた教育、これは現在の日本の教育が、取り組み出したところでございます。こういうように、壱岐はその先進地にあります。先輩方の業績等を忘れることなく、今後も市の教育委員会として邁進を続けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 20番議員の質問にお答えいたします。

3番目の17年度の予算編成は、より合理化、効率化を目指し、歳出の見直しは当然であるが、学校予算については単純計算による削減対象としてはなじまない分野である。壱岐市学校教育予算編成の重要性についてどのように考えているかという御質問でございます。壱岐島内の学校教育につきましては、昔から先輩方がことのほか力を注がれまして、現在に至っていることは私も承知しているところでございます。

ところが国は、現在聖域なき構造改革と掲げまして、三位一体改革が強力に推進をされ、壱岐市にその影響がどれくらい出てくるか想像もできない状況であります。市の財政はさらに厳しくなってくるものこのように思っております。また、少子化は学校教育に大きな影響を与えてまいります。

しかし、私は児童生徒が減少するから必ずしも教育予算も連動して減少するという事はならないとこのように思っております。時代を担う子供たちの健やかな精神と想像的な知性、豊かな感性を養い、国際化、情報化の時代の潮流に対応できる自立できる人づくりのためにも教育には、先ほど議員が言われますように単に単純計算による削減になじまないと思いますし、金を惜しむべきではないとも考えております。

吉岐の将来を担う子供たちをすこやかに育てることは、私たちの責務であると承知をいたしておりますので、限られた財源の中ではありますが、教育の質を落とすことのないように努力をしてみたいとこのように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 20番、橋本議員。

議員（20番 橋本 早苗君） 教育長には、それぞれの新しい機構の中でそれぞれ旧4町の事務所も連携をして、定期的にすり合わせもしているという答弁でございます。私が今の体制を見るに本庁、本庁の教育総務課4名体制でございますね。課長は次長兼務、そして係長、課員の4名、そしてその事務分掌を見ても31項目ですけれども、その内容たるや莫大なものでありまして、これから見る限り大変な煩雑さであろうと察するわけです。

やはり、いろいろとこう連携をとる場合には、ゆとりある対応がないと余裕ある学校行政もなかなかうまくいきにくいんじゃないかと、そういう心配をするわけでありまして。ですから、今職員を減らせというそういう声の多い中で足りないんじゃないかと私は思っているわけです。総務課のですね、職員さんが手が回らないんじゃないか、忙しすぎるんじゃないか、そういうこと心配しているわけございまして、そのあたりいかがでしょうか。

それから、2番目の旧4町の事務所ですけれども、確かに言われるように仕事内容は社会教育と幼稚園、給食関係をお持ちでございまして、小、中学校との連携の項目は全くありませんね。まあ、協力機関であるということ、そのように考えておられるということでございますので、やはり学校教育に関しても事務処理事項等では学校現場との連携機能ははっきりさせられてもいいんじゃないか、そういう気がしてなりません。

それぞれの各庁の事務所、4名体制をとっておられますですね。で、まあ1名は囑託のようでございますが、そのあたりをもう少しこのいろいろ会議も持っておられるようでございますから、それぞれの旧町の事務所の意向とか、それから本庁の総務課、あるいは学校教育課、4課でございますので、そういう課との連携をされて改善するべきところは改善されていいんじゃないかと思っているわけでございます。

次に、学校予算でございますが、先日の34番議員さんの質問で、11月15日が予算の要求締め切り日であったということを知りまして、多分学校予算の要求書もそのあたりが締め切

られたんじゃないかなと、そう考えてみますと学校現場でいろいろと予算を要求する場合に原案づくりに検討する時間が十分とれたのかどうか気がなるわけでございます。そして、指定営繕とか、大規模改修等、これはもう何年もこう継続して要求をするわけでございますけれども、そのあたりの進展がどのようになっているのか。

そして、この予算要求後にかなり時間はあると思うんですけれども、学校現場の声をしっかり聞くヒアリング等の予定をされているのか。少し、教育費に限って数字を見てみますと教育費の構成比が14年度、これはまだ旧4町の時代ですが、9.6%ぐらいであったろう。15年度が11.4%、これも旧4町時代、それぞれ各町こう差はございますけれども、それなりに努力をした跡はあるわけでございます。16年度まだ最終的なものははっきりしないんですけれども、どうも8%に到達できるかなというような感じがせんでもないわけございまして、どんどん教育費の構成比が、パーセンテージ下がっている、そういう数字的な事実もあるような気がいたしますね。

それから、教育費における小学校、中学校費の割合を見てみますと15年度が43%を占めていたのに16年度は30%ぐらいになるんじゃないかな。教育費の中における社会教育費の割合を見てみますと15年度は25%ぐらいだったのが、16年度は32%ぐらいに上がるんじゃないか。学校教育費の割合が下がってきて社会教育費の割合が上がっているという事実がこうあるようでございます。

そして、その16年度の社会教育費における文化財費の割合を見てみますと、これは何と51.7%ぐらいを占めるんじゃないかな。この文化財費の割合が教育費の中においてでも16.8%ぐらいの割合をこう占めるような数字になるんじゃないか、まだ最終的なものではございませぬけれどもかなりくる。

こうして見ていきますとどうもこの社会教育費、文化財費と、これは大事な費用ではあるんだけれども、こういうものが、もう学校教育費、小、中学校費を圧迫している、してくるんじゃないかというそういう懸念はしなくてもいいかどうか、そのあたりをお尋ねいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 御質問に1点お答えしたいと思います。

先ほどは、学校教育、社会教育数字が出ているようでございます。16年度、私中途で市長になったわけですが、また文化財が51.7%ということでございます。文化財と、今度いろいろと重要案件でございます。これは、上がるといたしましても、やはり学校教育、社会教育費を落すことなくやっていくべきとこのように考えております。

ほかの件は、ちょっと教育関係より答弁をさせます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 教育総務課の人手不足の件と旧事務所の件をお答えをいたします。

教育総務課の人員でございます。ただいま仰せのように課長が空席でございます。次長兼務でございますが、ただいま渾身の努力をしてもらっておるところでございます。課長1名の補充が実現しますと、より事情は好転するものだと思っております。

若い職員もベテランがおりまして、その立場でリードしていただいております。それと、旧事務所との件でございますが、これは改善すべきところは改善していきたいと思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 20番、橋本議員。

議員（20番 橋本 早苗君） 教育長は、先日、学校のことについては学校の長である校長に任せておるといってお話をされておりました。確かに学校運営については、校長の権限でもって実施するわけでございますけれども、やはりこの予算につきましては、校長がどうしても要求をしていかないと実施できないわけでございますので、やはりその校長のいろんな考え、要望をしっかりと聞きとめていただきたい、受けとめていただきたいと思うわけでございます。

それから教育長は、金は出すが口は出さんというような、何かそういうニュアンスもこう聞こえたときがあったようでございますが、金は大いに必要な金を出していただきたい。そして、口も教育長としての考えをしっかりと学校現場におろしていただきたいと、今でもおろしてあるんですけれども、もうより強く吉岐の学校教育はこうあるべきであるという考えをしっかりと出していただきたい、金を出して口もしっかり出していただきたいと思うわけであります。

市長には大変予算が厳しい時代でございますけれども、教育予算の減少があってはならないという最初の答弁いただいておりますので、ぜひですね、どうもさっきからこう簡単な数字上げましたけれども、黙っていくとだんだんこう細くなっていくんじゃないかなというような気がするわけでございます。やはり、教育は百年の計でございますして、今までしっかりと培われておりますので、それをもっと吉岐の学校教育が合併して本当によくなったなど、自他ともにこう認められると、そういう発展、ますます発展をすることを願ひまして私の質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって橋本議員の一般質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は14時5分とします。

午後1時52分休憩

午後2時05分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、51番、近藤団一議員の登壇をお願いします。

議員（５１番 近藤 団一君） 市長に２点ほど質問いたします。

この２点は大体ですね関連をしておりますけれども、それぞれ独立をして、大胆に分けて質問したいと思います。

まず、１点目でございますが、病院事業関連についてであります。

この件は、通告書にも書いておりましたけれども、その後執行部の事情で変わりましたので幾らか変えております。というのは、この通告書を出した後市長の所信表明の追加がございました。まず、一部議員と、島内一部紙の報道によって、九大の第２外科が来年の４月から医者を引き揚げる。この一部議員の発言というのは、市長の施政方針にはちょっとおかしいのじゃないかなという気がいたします。やはり、議会は言論の場ですから、いろいろと発言していいわけですよね、その最高責任者は議長ですよ。議会の発言というのならまだしも、一部議員の発言というのは私はちょっとおかしいという気がしますが、その辺はいかがでしょうかね。

私は、一部議員、私が入ってるかどうかわかりませんが、少なくともやぶから棒の発言はしておりません。いろいろと、例えば病院の関係も質問いたしましたけれども、お医者さんの関係から、また病院の職員の関係からを総合して発言したわけございまして、そんな根も葉もないことは言っておりません。

それから、例えば９月定例の質問の後です。私は、調査をお願いいたしましたけれども、その報告はまだ受けておりません。一般質問の中でいろいろお尋ねをいたしましたよね、病院のことについて、そのことは一切報告受けておりません。今議会も２番目の項にも入りますけれども、まだ２番目には行きませんが、３名ほど前議会、前々議会のことについて、まだ答えをいただいてないというような発言もございました。その辺も含めて、やはりその結果説明なり、経過説明は要るのじゃないですか、まずはそのことをやはり申し上げたいと思います。

例えば、まあ先般の議会でも発言しましたがけれども、例えば吉武医師の、医者の引き揚げに関連しますが、吉武医師を罷免、もしくは辞表、どちらか二者択一というのは医院長のしたことでしょう。これは吉武医師の側近から聞いた話ですよ、これを私は申し上げただけです。事実と違うというなら連れてきますよ。例えば裁判でも起こすなら連れてきますよ言った人をですね。

それから、例えば公立片原病院に泌尿器科の専門医いますよね、専門医がいながら、例えば新公立病院の開院時、週２回の非常勤で雇う、片方でやめさせながらですよ、また片方では利用を控えて、片方で医者が来ないから困るとか、そういうことはないでしょう。この１０年を見ても今回のようなことはありましたよ、九大の第２外科が医者を引き揚げるというのはあったでしょうこの１０年間。いろんな医療ミスで損害賠償まで発展したのが何件かあるやないですか。そういう執行部の責任は、棚に置いて、棚ざらしとして、そして一部議員が責任とかそういう発言はどうかと思いますけれども、その辺は市長のお考えをお聞きいたします。

それでは、本題の電子カルテの関係なんですが、多分9月定例会で、9月の病院特別委員会で、私は事務長にお尋ねしたんですよ。そしたら、事務長ははい、入れますと、研修も計画をいたしておりますと、看護師の研修ですよ、充実する。そして、今度の一般質問の通告出したとたんに、火曜日ですか、入れないようになりました。11月に2回病院特別委員会が2回行われたんですよ、何でその席で言わないんですか。そしたらこういう項目に上げないわけでしょう。その辺の、とにかくその公開、いろんなことをやはりその議会の説明、その辺が執行部が怠って、議会がどうのこうということはもってのほかじゃないですか。私はそう感じますけどもいかかでしょうかね。

この辺でその件はやめますけども、まあ電子カルテの件はいいです。いつごろこのやめるに至ったのかそこだけをお聞きいたします。

それと、跡地の問題、これも通告書に載しておりましたけれども、10番議員の質問に市長は、取り壊しをしながら、それでまあ一部は残すと。私もその賛成なんですよ、その件でいいとは思いますが、この件に関しては、やはり前観光会館の問題がありましたよね。とにかくもう10年も前から壊せ、壊せ言ってましたよ。とにかく何も利用価値ないものだったですからね、ただいろいろとその当時の首長が、決断ができなかったばかりに10年延びたわけです。今どれだけ利便性がありますあそこ、付近の観光とか学校のいろんな行事において。

だから、やはり決断ですよ。例えば公立病院、今の待合室とかりハビリとか、事務室あたりは、やはり市の庁舎が狭いわけですから何ほも活用できません、そこは残してもいいと思いますけども、病棟とか、病院全体から言えば東半分ですね、精神病棟も含めてばさっと決断をして崩すと、そして駐車場に利用すると、そういう決断をしてほしいと、そういう気がいたしますが、市長の答弁をお願いします。

あと2点目、ちょっとこの件補足をいたしますけども、昨日も新聞ございましたけども、東京医大4件の死亡事故発生してますね、で、同じ執刀医ですよ、原因は。そして、ここ数年医療ミスが多発したそうですねこの病院。結果的にはトレーニングとかして45歳ですよ、45歳。指示をしたのが57歳の主任です、主任医師です。今公立病院はほとんどあれやないですか、二十五、六歳の研修医じゃないですか、例えば九大から派遣されてるのは、違いますか。

やはりね、その島民の命を預かるという視点に立って、過去の反省も踏まえてですよ、やはりその病院内のもうちょっとね、この指導、お互いのその注意、その辺が欠けてるのじゃないですか公立病院は、その医者への派遣どうのこうのの前に。それ医院長の指導のせいですよ、その辺をもうちょっと改善しないと何ほいい病院つくってもだめという気がいたします。

2点目の、まあ議会とか島民への姿勢についてです。はっきり軽視の市政と書きたかったんですけども、項目として不適当じゃないということで書きませんでしたけども、例えば6月定例、

9月定例後、例えば私の一般質問についてどんな経過説明や結果説明してきました、何ももらってないですよ。一般質問は、市長の市政に対するさまざまな問題をただしたり、またときには方向性を示したり、また市民の代弁者として発言をしてるわけですよ。この辺は、やはり結果説明とか経過説明はちゃんとすべきじゃないですか、そのための部長制とかですよ、支所長制を敷いとるんじゃないですか。

例えば、その都市計画税の問題、この半年間まあ10人近くの議員さんが5,200万、5,200万という金額が出ました、発言が出ました。私たちは、廃止に当たってですよ、また復活もやむを得ないと考えて、そういうことも発言してきました。支所長そうやったですね、郷ノ浦支所長。しかしそれは、やはりエリアをちゃんと皆さんの納得する形で決めて、そのエリアの中の事業に充てる、またその例えば、区域内の住民の意見を反映する場をつくって何に利用するかをちゃんと決めれば何も反対しないわけですよ。

例えば、岳ノ辻までの展望台までが何で都市計画税ですか、まあちょっと小さなこと言いますけどもね、私たちあの近くですね、この15年側溝の改修も言いましたけども、近ごろやっと側溝できましたよ、それまで土です、泥の溝ですよ。多いときには朝ですよ、高校生の送り迎えが朝のわずかで30分で100台ですよ、通行量ですよ。溝はふさいで、最終的に雨が降ったら道路が側溝ですよ、幅3メートルの側溝です。

こういうふうに都市計画税が適性に使われてなかったから廃止に至ったんじゃないですか。いいですよ、どうぞ区域を決めて適正な範囲を決めて課税してくださいよ。課税してですよ、そしてちゃんとそこに使ってくださいよ。だったら市民も何も言わないと思いますよ。まあ、どこの市か忘れましたが、市税の1%、まあこれは国税とかそういうものは除きますけど、市税の1%は市民の委員会に任せると、使用目的は、そういう市もありますよ。

例えば我が市に当てはめてみましょうか。まあ恐らく1%といますから2,000万ぐらいになるんじゃないですか、市税ですからね、使用料とかそんなものは含みませんから。たった1%が2,000万としますよね。

まあ、ちょっと、考えたんですよ。例えば、敬老会、今4町であってますよね、いいですよ4町でやっていいですよ。例えば、朝9時からと11時からと1時から3時ぐらいに、例えばお笑いさん呼んで、野口みずきに700万、800万使うんならお笑いさん呼んでお年寄りを楽しましたらどうですか。まあ、そういうことがあるんやったらお年寄りも来る、元気になる。じゃあ、行くためにはやっぱり健康でないといかん、病院にも行かん、やっぱ運動もする。連鎖的に、結果的には金が要らないと。

まあ、野口みずきに関して、またちょっと注文ですけどもね、ポスター今A2でつくってるね、何でA1ぐらいのどかーんとしたのをやらなかったんです、もうとにかくせこいよやるのが。

大々的に何でそのPRをしないんですか、何でA2の大きさなんですか、ちょっとその辺も腑に落ちませんね。お金を使う以上はね、もうちょっとやっぱりやってほしいという気がいたします。

まあ、話は戻りますけれども、やはり結果説明、経過説明をちゃんとすると、その辺を今後やっていただきたいと。市長にしなさいと言ってるんじゃないですよ助役さん、あなたがやはりそのまとめ役やないですか。例えば、各担当課に、例えば私の質問でもいいですけども、ほかの方の質問でもいいですけど、担当課とか担当部署があるわけでしょ、あれはどうなっとるかとか、経過わかるわけでしょう。それが助役さんとか総務部長の努めじゃないですか、そのために置いてるんじゃないんですか、その部長制とか支所長制を。

まあ、市長の答弁と助役さんの答弁もいただき、また都市計画税の問題は郷ノ浦支所長にもちょっと一言確認のために発言をお願いいたします。私が言いよるのが根の葉もないわさか、なのでたらめなのか、また再質問をいたしますけど。

議長（瀬戸口和幸君） 近藤議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 51番議員の質問にお答えします。

質問がいろいろあって、聞き、よく聞いて書いたつもりでございますが、通告書と若干違う面もございますので、まず通告書の中では電子カルテのどうして変わったのかということは事務長より答弁をさせます。

それと一部議員という名で報告をしたということでございますが、この今までの経過は話したとおりでございます。九大の第2外科の方の関係で、今の状況ではとても医師の派遣は4月からはやれないと、やれないじゃなくて、行く人が、希望者がいないと。この医局というものは、強制にやることができないから、応募者がいない限りはもうどうもできないと。そして、今の状況ですけど、行っているまあ今回もいろいろ記事等ありまして、傷ついて帰ってくるようでもいかんしというようなお言葉をいただいておりますし、一部議員の発言のことも申されまして、そのことを皆様方に御報告したわけでございます。

次に、医局会のその経営云々、医院長のいろいろなことも出ておりましたが、医局会もしょっちゅう会をして、病院経営のことで一生懸命頑張っているようでございます。

それと議会での報告、結果報告、経過説明があつてないということでございます。議会の一般質問におきましては、貴重な御提言などをいただきまして、ありがたく感謝しております。

これらの対応につきましては、部長会等に、会議におきまして、その都度検討を重ねているところであります。そのうち対応可能なもの、早期に対応の必要性があるものにつきましては、関係部局で取り組んでいるところであります。また、主要施策等につきましては、関連する事業など、あらゆる面から慎重に対応しなければならないものであると考えておるわけでございます。

先ほどの結果説明ということでございますが、まだ私も市長になりまして8カ月で、前回の議

会もまだ3カ月から6カ月の質問でございます。今一生懸命それに取り組んでおるところでございますが、まあ経過説明といえれば確かにそういう点はあったかと思えます。

次に、野口みずきいろいろPRにもっとしないかということでございますが、PR一生懸命頑張っているわけでございます。そして、これは合併特例の特別の記念事業ということで、そういう金を利用して、なるべく市の持ち出しのないように、全額県の補助金で行っているところでございます。

次に、都市計画税のいきさつにつきましては、私も、前回の議会のときもお話しましたが、やはり境界といろいろと市計画税と言いながら、これは都市ではしておりますが、これは公用、皆さんのやはり九州郵船とか大谷とか皆さんが利用するために使っているわけでありまして、その都市計画税をしとるからそこだけがじゃなくて、これは公な金でございます。

そういう意味で、いろんな都市計画税の廃止と今までの郷ノ浦議会で論議があっていたの間違いのないわけでございます。そこで、その合併になりまして、その前に廃止したがいいいんじやなかろうかという話でこのようになったかと思えます。また、ちょうど区域と区域でないところ、境目は特にこう在部方面、岳ノ辻近辺ですね、何でそこが税を払わにやいかんとか、そういう論議もあった、そういう経過で、廃止ということはずっと以前から言われていたことがこの合併前にしたという状況ということもわかっております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長、公立病院の跡地問題について。

市長（長田 徹君） 跡地問題につきましては、これは先般市山議員にもお答えしたわけでございます、同じ答弁になるかと思えますが、この本館は昭和38年の建築でございます、老朽化が非常にひどく、また電気設備、水道設備の劣化がひどく、いつ故障してもおかしくない状況でございます。とても今後それを再使用に使える状況ではないわけでございます。

そのようなことから、本館につきましては新病院への新築移転後の有効活用は望めないと、そこで移転後は解体することといたしまして、当面跡地は駐車場に当ててまいりますが、ただ精神棟が昭和51年、西病棟が手術室が54年、リハビリ等が昭和62年の建設ということでまだ利用ができますので、とりあえず改修してでも、今庁舎が御存じのように、もう狭いところに住む状態でございますので、その一部として利用したいとこのように思っておりますし、その後この跡地利用は検討委員会などをつくって、ぜひ建てかえる必要もあるのではなかろうかとこのように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 助役。

助役（澤木 満義君） 51番議員の議会で一般質問をしたことに対して、検討いたしますとい

うふうに回答をし、その後回答が至ってないと、回答を受けてないというような御質問でございました。

先ほど市長の方が申したとおりでございまして、部長会等でも検討はしておるところでございます。その後の経過等につきまして質問議員さんまで回答が至ってないのは確かにあったろうかと思えます。その辺は、私も指導不足でございまして、今後は質問議員さんには必ず経過報告等するよう職員にも周知徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 郷ノ浦支所長。

郷ノ浦支所長（吉永 正司君） 51番議員にお答えします。

先ほど市長が経過、そのように郷ノ浦議会でもそういう論議があったということでありました、そのとおりでございます。51番議員が市街地、あるいは区域の見直し、線引きをしたらどうかというような質問をされた本人でございますので、間違いないと思えます。

議長（瀬戸口和幸君） 病院事務長。

公立病院事務長（竹下 立喜君） 51番議員にお答えいたします。

電子カルテをいつ取りやめたかという時期についてでございますけども、これは基本構想にオーダーリングシステムの導入、それから電子カルテシステムというふうに整備計画として上がっております。今回16年度に予算を計上いたしておりますものは、オーダーリングシステムのみでございました。いろいろこの16年度のそうした導入の経過に当たりまして、当然オーダーリングシステム、それから情報、放射線科の情報システム、それから電子カルテシステム、これ一体となったものでございますもので、そこらですべてを交えた、要するに協議、論議になったことは間違いございません。

それで、一応そのそうしたことで、16年度の予算の計上というものは、今申しましたオーダーリングシステムのみであったわけでございまして、そのそうした構築のために電子カルテの検討まで、またこの中で論議がなされたとこういうふうに解釈いたしておりますので、どこでどういうふうに取りやめたかということじゃなくて、そうした基本的な16年度の予算にオーダーリングシステムが計上とあったということで話の延長、協議の延長と申しますかね、そういうところであったかと思えます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 一部議員はですね、追加の所信表明と言われたんです、ただの説明じゃないですよ。だから、所信表明にはそういうことはなじまないのじゃないかなという、そういう発言ですよ。だから、議会及び一部島内紙ならわかりますけども一部議員というのは、私たち議会の発言を謀殺するようなですよ、そういうことじゃないですか。それと、いろいろ言

う前にまず医院長の説明、何でまだ議会にしないんですか。議長もちょっと悪いですよ、全協言うならですね、一度ぐらいその医院長呼んできてくださいよ。

それからですね、一般質問に対応できないもの、それはわかっています。対応できないものはわかっていますから、その経過説明なり結果説明をちゃんとお願ひしますということです。市長にしなさいと言ってるわけじゃございません、助役さんですよ、総務部長、各支所長ですよその辺は、そこを言ってるわけですよ。そりゃ都市計画税は目的税ですからね、だから言ってるわけですよ。地域の人に使うなら別に問題ないやないですか。

あとは市長、解体の時期をいつにするかなんですよ早い話が、解体するのはわかっとるんですよ。即断、即決できるか、通告書に書いとったでしょ。もうちょっとリーダー性を発揮して即断、即決をやってくださいよ市長。

あと、オーダーリングはわかりますけどもね事務長、ちゃんと病院特別委員会で私に言ったやないですか、入れます、その研修もします、電子カルテですよ。そこで、11月のときに何もなかったから項目に上げたんですよ。何もそのないところに私は質問しませんよ、言ったでしょう、特別委員会で。また、その言っていないと言いますか。ちょっと補足の答弁を市長お願ひします。それと事務長もう一遍お願ひします、言っていないなら言っていないでいいです、私は聞きましたから。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 質問にお答えいたします。

先ほども申したように、とりあえず改修してでも庁舎の一部として利用を考えたいと、これいつするかということですが、予算の件もございませう。これは、県の合併交付金、これがございませう。これを利用させていただきたいと、これも県から出ます。この金で市の持ち出しもないようございませう。すぐできることと思ひますので、それで行いたいとこのように思ひております。

いろいろ財政上ですね、いつということをお答えできないときもあります。だからなかなか即答できないことがあるということも御理解ください。この件につきましては、また予算いろいろ協議して、早く取りかかりたいと。でも、今現在庁舎が、使用されております。そういう状況で思ひております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 事務長。

公立病院事務長（竹下 立喜君） 今説明いたしましたように、予算の計上といたしましても予算第10条のオーダーリングシステムというふうに計画を上げておりますように、一応その方向性で16年度は進んでおるつもりでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 県に申請をしまして、まずその通らなければいけませんので、まあだろ
うで物を言ったらいけませんけど、通るものと思っておりますが、まず審査の結果が必要でござ
いますので。

議長（瀬戸口和幸君） 51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） とにかくもう、まあ一部例えば私がさっき言ったようにリハビリ
りとか事務室とか残して、やっぱ壊すということは、相当に利便性が出ますよね、やはり市庁舎
の関係において。もうそれは目に見えてわかってますよね。それとともに、やはりその病院特別
違う跡地利用委員会あたりもつくって、まあこれは後で久間議員も質問すると思いますので言い
ませんが、その辺も早急にやっぱ立ち上げてほしいと。

それと事務長、言ったか言わないか言いよるんでしょうが私は、言ってないと言うんですか電
子カルテの話、研修の話、言ってないんですか言ったのですかどっちですか。

議長（瀬戸口和幸君） 病院事務長。

公立病院事務長（竹下 立喜君） 申し上げます。（「もう終わります、もうそういう
ことです、事実じゃないですけどもしょうがないです。これで質問を終わります。」と呼ぶ者あ
り）

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって近藤議員の一般質問を終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） 次は、1番、菊田光孝議員の登壇をお願いします。1番、菊田議員。

議員（1番 菊田 光孝君） 通告に従い、2点ほど質問をいたします。

非常に緊迫した質問の後で非常にやりづらうございますが、私は穏やかに質問いたしますので、
前向きな答弁を期待します。

1つ目は、壱岐の水資源についてですが、言うまでもなく、水は日常生活や産業活動に欠かす
ことのできないライフラインです。平成6年の天候不順による渇水をもちろん市長は覚えていら
っしゃると思います。その後、郷ノ浦町の門野田ダム建設など旧4町はそれぞれ渇水対策を施し
ているとは思いますが、現在のままでその対策はほぼ万全なのでしょうか。

確かに人口の減少とともに使用水量も減ってはいくでしょう、しかし下水道整備、合併浄化槽
の設置の推進に伴うトイレの水洗化などは、今後壱岐市ではそれなりの早さで進んでいくと思わ
れます。水洗トイレに使用される水の量は、1回レバーをひねると最新の普及型で12リットル、
少し型が古いとそれ以上の水を使用します。トイレの水洗化は、とって大量の水が必要になっ
てまいります。

また、気象的要因だけでなく、管の老朽化による漏水なども今後水不足を引き起こす原因の

一つになるでしょう。現在、壱岐市には上水道、簡易水道合わせて郷ノ浦に16本、勝本に7本、芦辺に20本、石田に8本、計51本の水源がありますが、そのほとんどはダムではなく地下水です。浅いものは40メートル、深いものは171メートル、いわゆるボーリングです。相当な量を地下水に頼っております。

そこで、緊急時の湧水対策や壱岐の地下水資源について、市長はどのようにお考えがお尋ねしたい。また、現在のままで湧水の不安はないかどうか、担当課長にお伺いしたい。旧勝本町役場にいらっしやいましたので、勝本を例にされても構いませんので答弁をお願いします。

2つ目の質問は、人口減少社会における地域開発についてですが、昨年12月、ちょうど1年前に厚生統計協会から日本の市区町村別将来推計人口が発行されました、市長はご覧になられたでしょうか。それによると2030年の壱岐市の人口は2万2,944人と推計されております。その他年少人口、生産年齢人口、老年人口とその割合など、5年後とに詳細に推計されてありました。

それまでは、都道府県別人口の将来推計はありましたが、市区町村別人口の公式推計は初めての試みであったそうです。これは、政府や自治体における各種地域開発等の施策立案、あるいは将来の行政需要を見通す上で、地域人口の規模やその構成などの将来動向を的確に把握することが重要な要件となっていること。特に、2003年4月の次世代育成支援対策推進法の成立は、2005年3月、来年の3月までに将来の推計人口に基づく独自の行動計画の作成を各自治体に義務づけていることもあり、市区町村を単位とした将来推計人口の必要性が高まっていることを受けての推計であったそうです。

次世代育成支援対策推進法については、9月の定例会の行政報告の中で、集計作業、ニーズ量等の分析を終了し、今後壱岐市の行動計画策定へと取り組むとありましたが、その進捗状況を市民福祉課長にお尋ねしたい。

また、これは非常に抽象的な質問ですが、市長はよく人口流出に歯どめをかけるべくとおっしゃいますが、それも大切なことでしょう。しかし、その前に人口減少をありのままに受容し、それに対応することが先決ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。今後の人口減少社会における地域開発についての市長の考えを答弁願います。

議長（瀬戸口和幸君） 菊田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 1番議員の質問にお答えをいたします。

まず、現在の水源状況の通告書に書いてありますが、状況についてでございます。各簡易水道とも地下水、ため池等によりおおむね安定した水源状況でございますが、現在はですね。地下水につきましては水位の状況と維持管理につきましては、細心の注意を払っているところでございます。私は、これは水はやはり壱岐の、これは大きな一つの課題、これは基本、生活する上でも、

またこの経済発展のためにいろんな意味でこの水というものは大事なこととこのようにとらえているところがございます。決してこのままでいいとは思っておりませんが、水は限られた資源でありますので、市民皆様方の節水教育をお願いするところがございます。

また、対策といたしまして現在湧水、安定した水源の確保が第一でありますので、現在の水源に加えまして、ため池等の確保、ダムなどの開発を促進する必要もあるかと思っております。

また、有収率向上のための基幹改良事業による水道管の布設替えや湧水に備えた予備水源の確保、連絡水等の広域的な取り組みも考えておるところでございます。また、畑総ダムにつきましてもこれまで湧水期においては緊急避難的には生活用水等に取水しておりましたが、ダム建設当初と比較しましても農業構造の変化等によりまして、耕作面積も大分減少いたしております。

そのような中、恒常的に生活用水として取水ができないか、構造特区の要望をしてはと、このように思っているところがございます。

次に、人口減少の件についてでございます。私の政策にもありましたが、壱岐市では高齢化率28.42%と高齢化が進みまして、島内の就業場所不足による若者の島外流出が、人口の減少や地域社会の活性化に大きな課題となっているところがございます。

壱岐市は、こうした時代の潮流や国、県などの上位計画を的確に把握をし、壱岐の特徴である海に囲まれた自然環境で好漁場に恵まれた中、地形的に平たんで農業に適していること、原の辻遺跡に代表される歴史的遺産が多くあること、九州の大都市、福岡市に近い立地条件を持っていること、人情味あふれる住民、風土があること、そして何よりも未来を築く子供たちの笑顔が美しいことなどの地域特性を生かした、安心、安全な住みよいまちづくり、個性あるまちづくりを住民と行政が共同一体となるよう壱岐市総合計画を策定します。

壱岐は、基幹産業である農業、漁業を中心にして発展してきておりました。しかし、近年は、急激な国際化の進展による農水産物の外国との競合、消費者ニーズの多様化など、また農業所得の低下や高齢化が進み、農業従事者の減少などが深刻な問題となっているわけでございます。

今後は、壱岐が元気になるには、基幹産業としての基盤再構築を進め、安全でおいしい農作物の生産、漁業の安定生産のための栽培漁業、資源管理型漁業の推進により、資源の積極的な増大と適正な管理に努めるとともに、漁港、漁場の総合的な整備や沿岸環境保全の取り組み等による安定した生産体制を構築する必要があると、このように思っています。壱岐市のイメージ高揚を図るとともに、高付加価値に取り組み、壱岐ブランド等の確立を推進することが必要だと思っております。

また、質問の中で人口流出に歯どめをかけるべくとは言うが、それも大切だが、しかし、その前に人口減少をありのままに利用し、それに対応することが先決じゃないかというお話でございますが、全くそのとおりでございます。今、実情を素直に受け入れまして、私の心では、やはり

1回は旅に出て、そして壱岐に帰ると。できますればそういう形の方が、なお壱岐の活性化にも役立つものと、このように思っているところでございます。

それと、次世代育成支援行動計画につきまして、これは壱岐市の少子化対策の柱として位置付けておりまして、これまでアンケートや関係機関等との懇談会、またヒアリングを実施してまいりました。これから少子化対策の今後5年間の行動計画について、関係機関からなる策定委員会を編成し、来年3月をめどに策定に努めてまいりたいと思います。

あとは担当課長より説明をさせます。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 菊田議員の御質問にお答えいたします。

湧水に対する不安はないのかどうかについてでございますが、平成6年の大湧水を教訓に増改良事業等を実施しており、有収率の向上等、少しずつ湧水に対する不安を解消しているところでございますが、水道水源の一部につきましては、農業用水、河川維持用水等と兼用しており、また使用時期が同じ時期となることがあるため、水資源の貯水量が急激に減ることとなります。

このように水源1カ所に対し水利権の多いところは水量不足となることがありますので、簡易水道事業体の水源の場所、種類によりましては、まだ不安があるところでございます。今後につきましても、安心のできる水資源に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 市民福祉課長。

市民福祉課長（川畑 文隆君） 市長の方から概略申し上げましたけども、進捗状況でございまして、もう少し詳しく申し上げますと、まず調査機関によりましてコンサルいたしまして、まず人口推計、これ平成17年から平成21年までの4年間ちょっとですけども、これについて過去の5年間の出生率等を検討いたしまして、人口推計をやっております。ゼロ歳から17歳までの出現率についてやっております。結果としまして、やはり増加というのは計算上出てきておりませんで、暫時暫減する、少しずつ減っていくという状況でございました。

それから、その次に、先日も申し上げましたけども、8月のアンケート、8月中にアンケート調査をしまして、ほぼ75%ですから、かなり回収率はよかったわけですけども、それをもとに民生委員、主任児童委員、それからPTA、関係機関の皆様、ひとまずはアンケート結果の状況が現実に即してるかどうかということ、確かめることが必要でございましたので、懇談会という形でやっております。

そういうヒアリングをできれば今後も何回か繰り返しまして、まずは第1回に、できれば年内に策定委員会というのを結成しまして、そして今までやってきましたアンケート結果、そしてそれぞれの課題等を一応は関係調査機関から報告してもらいまして、全体の計画についての行動計

画の骨子を一応そこで確認をいたしまして、それに基づいてまた、3月まで期間はございませんけども、ヒアリング等を繰り返し行いながら、向こう5年間、具体的に実施できるような形で計画はしていければと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 先ほど人口減少に伴う件で、漁業、農業に走ったんですけど、あと観光も非常に恵まれております。そういう条件、すばらしい条件があります。この点、抜けておりましたので、追加させていただきますが、これからは1次産業と観光産業、また民間企業等が同業者が連携して、一体となった取り組みをして、この島を活性化させていきたいと、このように思っております。追加させていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 1番、菊田議員。

議員（1番 菊田 光孝君） まず、湧水対策なんですけど、今のままではまだまだ不十分であると判断してよろしいんでしょうか、課長。

議長（瀬戸口和幸君） 水道課長。

水道課長（松本 徳博君） 1番、菊田議員にお答えいたします。

湧水対策につきましては、まだ十分とは言えません。

以上でございます。

議員（1番 菊田 光孝君） 湧水対策について、私なりに提言があるのですが、需要抑制の観点から、目標を定めて節水を促進し、下水処理水や雑排水の再利用、雨水利用などの循環利用を促進すべきであるということが一つ。これら循環利用のためのタンク設置等に補助を設けた自治体もあります。補助を出せとは言っておりませんが。

二つ目に、湧水時において行政、市民、企業などが適切な対応ができるよう、マニュアルの策定が必要であるということ提言したいのですが、市長、いかがでしょうか。

また、現在、郷ノ浦の北部処理区の下水処理水は、文化ホールの水洗トイレに利用されておりますが、浄化センターの処理水も10ppm以下に処理され、言ってみればかなりきれいな状態で処理され、郷ノ浦港に流されています。今後、この処理水を再利用する計画が何かありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

先ほど構造特区を考えていらっしゃるようなことを言われておりましたけども、これら処理水を利用する計画であるのかどうかも伺いたしたいと思います。

地下水資源について、市長、淡水レンズというのを御存じでしょうか。透明なビニール袋に淡水を詰めて海に入れると、淡水は海水に比べてほんの少し比重が小さいために水面に浮かびます。島の地下では水の拡散スピードが遅いので、ビニール袋がなくても、まじり合わずに淡水が海水

に浮いた形で安定します。周囲を海で囲まれた島では、淡水の部分が凸レンズのような形になるので淡水レンズと呼ばれるそうです。詳しい方にお聞きしたところ、壱岐の地下水も、この淡水レンズと考えていいそうです。

問題は、一たん淡水レンズが壊れると、地下で再び形成されるまでに、かなりの長い時間がかかるということです。これだけ地下水に頼っているのですから、この島の地下水形態に変化が起これば、島民の日常生活に支障を来すどころの騒ぎではありません。

そこで、農業用や生活用の井戸の実態調査をし、地下水位の観測体制の充実を図っていただきたい。大げさかもしれませんが、壱岐の地下水の実態を把握しておくことは、行政の責務であると考えますが、これについて市長の考えを答弁いただきたいと思います。

次世代育成支援対策は、それではまだ骨子も決まっていない状態と判断してよろしいですね。来年の3月までですから、急がれた方がいいと思います。

以上、答弁をお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今、議員が言われました3点につきましては、本当に議員が言われることはごもっともだと思います。今後、内部で十分この件については研究をしてみたいと、このように思っております。

再生水の利用、雑排水の利用についても、もったいない水が海に放流されているのは、おっしゃるとおりでございます。利用できるものは、今後大いに利用できる体制にしていきたいと思います。

地下水の実態調査につきましては、水道用のボーリング水については、日常点検で実施しており、仰せのとおりで、海水が混入し、使用を停止したところもございます。

先ほど言われました淡水レンズとは、3対7の水と海水の比率が壊れると海水が浸水してくると、このようなことも聞いているところでございます。飲料水以外は、できるだけ下水道の給水道とか、他の水源を利用できるよう、今後とも研究してみたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 1番、菊田議員。

議員（1番 菊田 光孝君） 地下水においては、今現在異変が起きているかもしれません。今後、企業の進出などにより、大量の地下水がくみ上げられるかもしれません。地下水に海水がまざるようになると、壱岐の特産品である焼酎の味も変わってしまうのではと、ある新聞社の若手記者が危惧しておりました。

渇水対策、渇水時の対応、壱岐の地下水資源の保全について真剣にお考えなら、前向きに水に関する、特に地下水保全に関する条例の制定を検討していただきたいのですが、これについて答

弁を求めます。

地域開発についてですが、まず地域開発において優先されるべきは、壮麗な公共施設の林立ではなく、さまざまな価値観とライフスタイルに基づいた、余暇時間を自由に過ごせるような空間の形成であってほしいと思います。原の辻の総合整備計画も、そのような空間づくりであってほしいと。歴史を癒す、癒しの空間づくりであってほしいと願っております。今後の地域開発においては、地域情報化を初め少子高齢化、国際化などの大きな社会変化に乗りおくれることがないようにしていただきたい。

ゆで卵理論というものがありますが、熱湯にほうり込まれたカエルは、びっくりしてから湯から飛び出すそうです。でも、徐々に温められると、カエルは気づかないうちにゆで上がってしまう。今までやってこれたのだから何とかなるといふ危機意識のなさが命とりになるという例え話ですが、壱岐市の執行部の皆様がゆでガエルにならないように、人口減少を見据えた総合計画の策定に今後取り組んでいただくことを要望して、この質問を終わります。

地下水保全の条例制定についての答弁だけお願いしたい。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 今、初めて地下水保全に関する条例の話を知ったわけですが、よく他地区もどんなのがあるのか、ちょっと私もわかりませんが、勉強してみたいと思います。

それと、先ほど言われましたように、ゆでガエルですね。そういうことで自然と壱岐にずっといると、自然と自分のよさがわからないと。向こうに行って、たまに帰ってきたら壱岐のよさがわかるという、そういうのが確かに壱岐のよさがどういうものか、今壱岐に在住してるこの意識がまだ薄いようでございます。そういう意味で壱岐のよさを今後生かして、壱岐の島の活性化に努力をしたいと思います。

以上でございます。（「質問終わります。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって菊田議員の一般質問終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は15時10分とします。

午後2時59分休憩

.....
午後3時10分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、11番、田原輝男議員の登壇をお願いします。

議員（11番 田原 輝男君） 通告に従いまして、大きくは1点、小さくは2点ほど質問をいたします。

まず、1点目でございますが、武道館建設についてですが、6月の定例会でもお伝えいたしましたとおり、壱岐では柔剣道、空手、拳法など約550名の方が日々その鍛錬に励んでおられます。前回の答弁、また先日の同僚議員の方への答弁の中で、非常に前向きなお気持ちを市長はお持ちであることと、私は判断しております。

御承知のとおり、現在は学校の体育館などで練習をしているのですが、専用の施設ではないために、けがを初め体を傷めることなどが懸念され、ほかのスポーツとの兼ね合いで練習時間も制約されております。また、近隣の島外の青少年を招き、大会を催すこともできません。武道が青少年にとって、身体はもとより、精神の鍛錬、また礼儀を重んじるという我が国の伝統継承に最も身近なものであり、青少年の非行防止にも大きく貢献し得ることは、言うまでもなく皆様が認めることであります。いま一度武道館建設に対する市長のお考えを、できましたら具体的な時期などお聞きいたします。

また、教育長は、青少年に対する教育に武道がどのようなスタンスにあるとお考えであるかお尋ねをいたします。

次に、2番目でございますが、青少年のスポーツ振興についてお尋ねをいたします。

先月、島外から4チームを招き、玄界灘親善軟式少年野球大会が催されました。市長は、壱岐の軟式少年野球連盟の前会長であられたことから、連盟の活動内容はよく御存じでしょう。このような島外のチームを招いて青少年がスポーツを通じ交流することについて、今後どのような支援をなされるつもりかお伺いをいたします。

以上、2点。

議長（瀬戸口和幸君） 田原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 11番議員の質問にお答えいたします。

まず、武道館についての質問でございます。武道館の必要性は、以前よりよく要望があっておりまして、私自身も必要ではないかと、このように思っているところでございます。この武道館建設につきましては、今石田町体育館の建設にも、武道館を設置したいという要望がっております。これなど体協とも相談をしたいと、このように思っております。その中で話し合いがつけば、そういうことになれば、時期的にはなるべく早く建設をしたいと、このように思っているところでございます。

次に2点目、スポーツ振興にということで、島外のチームを招いて、青少年がスポーツを通じて交流することについて、今後どのように支援するつもりかという質問であったかと思えます。

スポーツ交流は、非常に私は有意義であると思っております。青少年の健全育成はもとより、議員が言われますように、これは壱岐の交流人口をふやすことにもなります。壱岐の活性化にもつながるわけでございます。島外の子供さんが、また家族などはこの壱岐へ来ていただきまして、

いろいろ体験をしていただきまして、思い出をつくってくれることは、今後壱岐のPRになると思いますし、リピーターとして壱岐の今からいろいろ発掘する、いわば宝物が来てくれていると、このように思っております。今後も支援をしてまいりたいと、このように思っている次第でございます。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 11番、田原輝男議員にお答えをいたします。

明治維新前の日本の各地で、それぞれ伝わってまいっております日本の古武術をその源といたします柔道、剣道、居合道、弓道、なぎなた道、空手道などは、現在競技スポーツとされておりますけれども、その名前に道という字がついております。この道という字がついておる競技は、私は、一生かかって修めるものだとして理解をいたしております。

これらは技術の向上はもとよりでございますが、それ以上に精神の鍛錬、また人の道を修めていくものであらうと思っております。人間性の基礎をつくります青少年の教育には、極めて有意義なものだと思っております。私は、一生続けてほしいと思っておりますけれども、卒業とか就職で終了している方もおられるのではないかと思っております。この武道に座禅を加えれば鬼に金棒ではないかと思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 11番、田原議員。

議員（11番 田原 輝男君） 市長も教育長も、前向きな御答弁で本当にありがたく思っておりますが、武道館のことでございますが、市長にお願いしたいことがあります。武道館の建設場所、規模など決定する上において、短期間での御英断をお願いいたします。そして、場所、いろんな場所などで計画がおくれたりすることがないようにしていただきたいということでございます。そして、この事業に関しまして、先般同僚議員の中から、合併特例債事業として取り組んでいただきたいというお話がございました。私もそのとおりでございます。

2番目の青少年のスポーツ振興についてでございますが、当初6チームを招いての予定でしたが、天候の不良により船が欠航し、4チームになったとお聞きしております。しかし、島外から招いた4チームで親子あわせて約200人近い方が、壱岐の島を訪れにいられたそうです。閉会式で少年たちにメダルをかけた同僚議員が、「また壱岐に遊びに来てくださいね」と言うと、みんな笑顔で「はい」と答えられたそうです。

プロのバレーチーム、また金メダリスト、選手を招くことも大変結構なことです。しかし、青少年の各種スポーツ団体を招くことは、壱岐の青年たちが島外の青少年と交流を深めるばかりではなく、この島をアピールし、観光交流人口をふやすもっともな低予算の方策であらうと思っております。島外の子供たちが将来大人になって、スポーツを通じて友達になった壱岐の方を、家族

連れで訪ねてくることもあるでしょう。また、そうなるように願うものであります。有名人も結構ですが、壱岐の各種スポーツ団体に、市長、ここだけ耳をあけて聞いてくださいね。それ以上のできる限りの御支援をお願いします。御答弁をお願いします。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 質問にお答えいたします。

先ほど言われましたように、武道館につきましては石田町の体育館、いろいろ補助問題で申し上げますなれば、武道館がつかなければ合併特例債にできないというお話も聞いております。そこいらをよく調査をして、なるべく早い時期に建設したいとは思っております。

それと、今言われましたように、私も先ほども申し上げましたように、この交流人口、非常にすばらしいことと、今後も努めて、今後も支援していきたいと、このように思っているわけでございます。

それともう一つ、合併特例事業ということで、今回NECのレッドロケッツ、また今度呼びます新春マラソンの野口みずき、これ合併記念事業ということで、これは県によります、特別な資金がございます。それを利用して、大いに5年間、9億円ぐらいございます。これをこういう事業に活用をしている状況でございますので、その点をひとつ御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 11番、田原議員。

議員（11番 田原 輝男君） 当初6チームの予定で、船が欠航ということで来れなかったということですが、関連といたしまして、市長にちょっと通告には書いて出しておりませんでした。お聞きをいたします。

印通寺唐津間のフェリー、これが大体いつごろになるものか、どのような計画なされているものか、進展度と、そして市長が行政報告の中で述べられておりました島外スポーツ団体誘致促進事業、この中で島外からのスポーツ団体などを誘致し、交流人口の増加を図ることにより市の活性化を図るため、滞在費の一部について支援しますとうたわれております。こうした面で市長の今のお言葉の中で、かなり前向きな御答弁をいただきましたので、私も言うことがないわけですが、強いて言うならば、印通寺唐津間のフェリーの問題だけちょっと、情報がありましたらお聞きをして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 唐津と印通寺のフェリーの件のお尋ねでございますが、今唐津の港を整備してるということで、多分航路が就航できるには、多分ということで申しわけございませんが、20年のたしか3月じゃなかったかと、このように思っております。もし間違いであれば、また訂正させていただきたいと、このように思います。

以上でございます。（「終わります。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって田原議員の一般質問終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） 次は、37番、久間初子議員の登壇をお願いします。

議員（37番 久間 初子君） 通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

第1点目でございますが、この件につきましては、市山議員、近藤議員が質問いたしましたので、私もこれは簡単に述べさせていただきますと思います。

公立病院は、4月に新しく桜川にできますので、現在の公立病院跡がそのまま残るわけでございますけれども、市長の答弁では、解体をし、一部本庁舎の狭隘のために使いたいということでございました。駐車場ということで利用されるということでございますので、これで私たちもこのことについては異存はございませんが、近藤議員も言っていましたように、早急に予算化をされて取り壊されるということを私も望んでおります。このままでは放置されると野犬とかのすみかにもなりかねないし、近くには小学校、中学校、学校があるわけでございますので、環境、また景観の面、また新道商店街のイメージダウンとなることも考えられますので、早急に予算化をされ、その後の更地化にされることを望むものでございます。

跡地につきましては、いろいろと検討がされると思いますが、病院の跡には何を持ってくるかということは、公共の施設以外にはないかと思っておりますので、その点を何でも持ってくるわけには、病院の跡地というのは、いろいろ皆さん嫌われますので、公共の施設といえば市山議員も言っていましたように、湯ノ本には特養がありますが、郷ノ浦方面には特養、老人ホームというのは民間だけでございますので、公立、公共の私たち市で経営する、そういう建物も持ってくるのもいいんじゃないかということも考えております。

郷ノ浦港で本当に旧郷ノ浦漁協の建物が本当に長年放置されておりました。あれを再三私たちも郷ノ浦議会のときに本当に質問いたしまして、今駐車場に本当に景観がよくなりまして、これもお金がかかることでございますので、なかなか恐らく公立病院を解体工事というのは、建てる以上のお金がかかるんじゃないかと予想されます。何千万のお金が投じられると思っておりますけれども、その点は考慮されまして、そのまま放置を何年も何十年もなさないように、一部使われることは結構でございますが、精神病棟と今の病室等ですね、これは早急に解体をお願いしたいと思っております。

次の2点目でございますが、壱岐観光について質問いたしますが、夢の浮島「壱岐」と言われた時代から、今では海と緑の島、いやしの島でキャッチフレーズをして、歴史の島として皆さん方にこの壱岐を訪れていただいておりますけれども、せんだって明るいまちづくりの会という方たちが壱岐の史跡めぐりをされたと聞きました。私たち市民も壱岐におりながら、壱岐の島をな

かなか、小学校の修学旅行じゃないですけども、なかなか史跡めぐりとかする機会がございません。

その意見を聞きまして、私も早速、自家用車でありましたけれども、島内の観光地をめぐりました。まず感じたのは公共のトイレはどこも本当にきれいになっております。ですけども、私たち若いころに余り気づきませんでしたけども、だんだん年をとりますと、身障者の方々の気持ちとか、高齢者の気持ちというのがわかってまいりました。和のトイレは当然と思っておりましたけれども、今では洋式トイレが和の中に一つ、和のトイレが三つあれば1カ所は洋式トイレをつけるべきだと考えました。

高齢者、身障者の方、身障者トイレというのは弁天崎公園とかに取りつけてありますけれども、正直言って岳ノ辻もありませんでしたし、今できてる町の、郷ノ浦の町の中には当然新しくできましたのでありますけれども、沼津の方の猿岩物産館のトイレも、あの当時、何千万もかけてつくりましたけれども、和だけですね。洋のトイレをつくってる場所は何カ所でございますので、これを早急に便器だけを変えればできるんじゃないかと思っておりますので、洋のトイレを一つだけ便器を取りかえてつくっていただくということ、これは回ってみて初めて私も感じました。

若いときにはさっと立てます。でも、年をとると本当に座って立つのに、大変ということがわかりました。これも私も年をとってからの経験でございますので、本当に笑い事ではありません。身障者の方とか、本当に高齢者の方、たくさんそういう方たちの気持ちが本当に今徐々にわかってまいりました。

それと、この壱岐の島に観光バスがどんどん入ってきてます。観光バス乗り込んできますよね。壱岐の観光については知識がなく、観光ガイドができないということで、地元のガイドさんを使われて壱岐めぐりをなさってますよね。これエージェントを通じて観光客がどんどん、簡保とかいろんなグループで見えてます。壱岐の中には個人が経営している物産館もあれば、市が経営してる物産館もあります。大きな会社もあります。

それぞれありますけれども、壱岐の品物を観光客に買っていただくということには変わりはないわけですので、お客さんが写真だけを撮って、トイレだけをして、さっと立ち去るような観光バス、こういうバスの規制ですね。時間をわざととらないわけですよ、そこで。写真を撮る時間、トイレをする時間、その目の前に物産館があっても、入らせる時間をつくらない。そういう時間帯を組んでいるわけですよ。

そういうことを目に余ることが、そこで店員をなさってある方が、観光バスが来たと思って、うれしいという気持ちを持ってあるのかかわらず、写真だけ撮って、トイレして、さっと連れていかれたら、本当に寂しい気持ちでお客さん見送ってるということが、本当に私も聞いて、ああそう、本当にそういう状態があるのかということを目の当たりに私もお聞きして、もし私がそ

うだったら、本当にお客さんが来たけど、30人も50人も来たけど、ずっと通り過ぎていった。その悲しさはああ本当だなと私も思いました。

そういう心の狭さというんですかね。お客さんも何でそこに入ったらいけないって思うと思うんですよね、お客さんが。そこに物産館があるじゃない、入っていいんじゃないって。いいえ、ここには入らないで、どっかに行くのと言って、さっさっさと連れていかれたとき、何でこんなことになるのかなって、お客さんが壱岐の島のイメージをちょっと、何でと不思議に思うと思うんですよね。

そういうお客さんに不快な気持ちを持たせるような観光バス、これは添乗員かガイドかよくわかりません。これは深く調べてみなければわかりませんが、壱岐の島の物産、本当に地場産を買っていただいて、お土産にさせていただくということにだれも変わりはないんですから、どこの店でも買っていただくような配慮、これはそういうところのお耳に入ってるんじゃないかと、私は市長、わかってるんじゃないかと思うんですけど、それを阻止する力がないのかわかりませんが、そういう面も目をつぶらないで、平等にどの店でも買えるように、そしてお客さんが望むものは買わせるという、そういうシステムづくりにも取り組んでほしいと思います。

それで、交通さんあたりも自分のバスガイドさんを使って交通の場合もあるでしょうけれども、他県からいらした方は、ほとんど壱岐観光の内容を勉強せずにいらっしゃいますので、ガイドは必要だと思うんですよね。ですけれども、壱岐の観光ガイドの案内用語ぐらい勉強してくれば、どこに行くのに矢印、どこどこって何キロって書いてあるから、運転手さんも私たちが都会で運転するのもできるように、壱岐のただこの狭い島ですので、できるんですから、相手の会社に文句をつけるんじゃないけれども、勉強すれば壱岐の島にそのまま乗り込んできて、回ることもできるのではないかなと思います。これは壱岐の観光のイメージダウンにもなりますし、ここところはちょっと調査をされて、平等にどの店でも買えるように、ちょっと努力をしていただきたいなと思います。

それと、壱岐に観光に見えた方たちのお客さんの意見等を、壱岐にお見えになったら壱岐の食材を使ってお客さんをもてなすということに関係各ホテル、旅館、民宿等に勉強会、研修会と行われて、壱岐にないものを食べさせるとか、北海道のものを壱岐で食べるとか、私たちは北海道のものを壱岐に食べに来たんじゃないよって。だから、壱岐にとれるもの、壱岐の食材を使った料理を、それを望んであると思うんですよね。そして、新鮮な魚を一切れ、二切れじゃなく、5切れも6切れもたくさん食べさせてやって、ああ壱岐の魚はうまかったなって、本当にヨゴシとか野菜の新鮮なのを使って、無農薬の野菜を使ってお客さんを接待するというその心、それを民宿、ホテル、旅館は、利益も考えられてのことでしょうけど、空揚げをして何かひっかけたような、そういう料理は壱岐に来て食べたくないんですよね、正直言って。

だから、そういうところも勉強会とかも、市の予算も要りましょうが、そういう観光協会なんかにも、結局交通さんにも補助金を出しておりますので、そういうふうな面で観光協会の会合とかに出向かれまして、そういうふうな趣旨を、そして壱岐が観光で売り出すならば、今第1次産業、第2次産業がこうして低迷している中、環境で外貨を稼ぐって市長はおっしゃってます。だから、どんどんお客さんが来るように、だからお客さんが来て、もう一回来たい島、ああ、あそこ行ったのも、何か変な料理食べさせられて、もう壱岐には行かんって、こういうような島の印象づくりをされると、次にはお客さん来なくなります。

本当に私ごとですけれども、全国大会の商工会女性部長の集まりが全国4,000人集まりました。これは石川県の金沢であったんですが、私、あんな山の中で何が出てくるかな、アマエビぐらいかなと思ってたんですが、地場産の食材を使って、本当に食べれないぐらい、15種類ぐらいでしたかね、おぜんの上に出て、本当にありとあらゆるその食材を使って、私たち女性でするので、食べ物には本当に食べた後、文句言いますよね。だから、朝は10種類ぐらい出ましたし、満足して私たちは本当に帰りました。

壱岐のこの周りに、海に囲まれた島に来て、魚の一切れや二切れ食べて帰られるような、そういうふうなホテルさんたちがもうちょっと考えられて、勉強会なりされても、利益を求めず、お客さんが1回、その人が来れば、恐らく帰って壱岐はよかったよと言ったら、今度は3人来るかもしれません。3人がまた口コミで言えば6人来ます。ようなかった言われたら絶対お客さんは来ません。だから、そういうのをかんがみて、そういう研修会とかされまして、本当に山の中に行ったら何を食べさせられるかわからんなあと思いましたけれども、本当に私はその金沢のもてなしの心というのを、本当に感じてまいりました。

それから、飛騨高山、ここあたりも本当に途中で白川郷というところがありましたよね。あそこ何もなくてなんですけれども、ただ昔の古い家が10何軒立ち並んでいるだけのところですが、観光客が行ってるんですが、そういうもてなしの心、この壱岐の人でも観光協会に携わってる人だけではなく、市民全員がもてなしの心を持つような気持ち、お客さんに私たち島全体でもてなしの心を持つようになれば、どこであってどこからいらっしやいましたかとか、そういう本当に優しい気持ちでお客さんを迎える、それがひいてはどこかのホテルに泊まってくきかけにもなるし、出張で御主人だけ見えれば、この次には壱岐はよかったから家族で行こうとか、そういうお客さんのふえる増加につながると思うんですよね。ですから、そういう面も本当に考えられて市政をやってもらいたいと思います。

それと、どこの観光地に行っても、車は本当に遠いところに置かせて歩かせられるんですよね。だから、その町、その市街地の散策コース、これを考えられたらいかがでしょうか。勝本にはマップができていると聞きました。観光マップですね。これは商工会の部長の深山さんから聞いた

ことなんですけれども、勝本はずっと散策して回る観光マップをつくったのと言われました。それなりの今は市になっておりますけど、旧町ありますので、その町を歩かせることによって、人間って歩いて物がぶら下がっておれば、本当に1品ずつ買っていきます。だから、歩くことによってお金がそこに落ちるといこと。観光バスですっすっすっすっ通ったってお金は落ちません。

だから、郷ノ浦の市街地でいえば文化ホールの屋根つきじゃない駐車場にバスを置いて、そして町の中を商店街をずっと塞神社からずっと歩いてもらって、今度は美術館もあります。今度吉岐國の里の身障者の通所のパンをつくってる、陶器をつくってるところもあります。それからあとは保育園を通り抜け、春一番の発祥の地があります。帰りに今度は郷土館とか美術館、小金丸幾久先生の美術館とか、本当にお客さんを歩かせるようなコース、これは恐らくどこが何をどうしたら、こういうのができるのかということは、恐らく市長、御存じかと思いますので、お客さんを歩かせる、そうすれば町の中にある物産展にもお客さんが入ってきます。物を1品でも買います。連鎖反応ですから、1人が買えば、あとはまた買います。だから、そういうふうな形でマップ。

私も聞いたこと、私が見たわけじゃないんですけれども、ホームページの観光協会のホームページを見た方が、郷ノ浦の市街地をぼんと押してみたら、10年ぐらい前の何か市街地の様子だったって、昔の田中パチンコ屋さんがキャプテンというピザの店があった時分のあのころのが出てきたよって言われたから、ああそう、それ私も見てみたいなのことを言ったんですが、ホームページの画面、画像に出るのは現在の市街地を取り入れてやってもえませんか。10年ぐらい前の市街地が出てきたって言われたから、私もそれ聞いてから、そう、キャプテンはね、そうね、私たちの自分の子供が学校行ってるころだから、もう何十年も前の本当にホームページに載ってる写真がそうかなと思って、そういうところもお金は余りかからないと思いますので、新しい情報を、新しい町の姿をホームページには載せてほしいなと思いますね。そういうところもあと考慮されてやってほしいと思います。

それと、観光めぐりをして、この前、予算化ができておりましたはらほげ地蔵の件なんですけれども、あそこなんか博多のベイサイドのように何かどうかなるとか言われましたよね。この前、何か丸太みたいな板でどうのこうのって。ですけれども、私、通路はあれでいいと思うんですけれども、私、この前、指摘されたのは、コンクリの上に地蔵さんがべたっと乗ってるのが、観光客が何かイメージに合わないと言われたと思うんですよね。だから、岩の上にお地蔵さんを乗せるのが自然の形じゃないかな。コンクリを打った上にお地蔵さんをぼんと乗せてるのが、私、多分あれがイメージダウンじゃなかったかなと思ったんです。

でも、何かこっちの説明では、何か通りを何かどうのこうの変わるって。でも、もったいない

ですよね。通路はちゃんとコンクリして、何か手すりもついてましたし。だから、お地蔵さんが座ってるところを、下を石、何かあの辺の海の石が何かでして、岩の上に座ってる姿が本当の自然のはらほげ地蔵じゃないかなと私、思ってみました。

だから、通路とかの問題じゃないと思うんですけど、あれちょっと何か先日何かそういう答弁というか、予算化されてましたけれども、ベイサイドみたいに木の歩く道をつくるとか何とかおっしゃってましたけど、それじゃなくてお地蔵さんの座ってるところが、コンクリの上にぺたんと座ってますので、あれを岩の上に乗せると、本当にはらほげ地蔵さんの姿だと思うんですけど、私がちょっと聞き違いかなと思ったんですが、それちょっと教えてほしいなと思います。

あとはまた一応答弁いただきましてから、質問させてもらいます。

議長（瀬戸口和幸君） 久間議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 37番議員の質問にお答えをいたします。

いろいろ言われまして、私もメモをしておりましたが、もし答弁漏れがありましたら、また御指摘をいただければ答弁いたします。

まず、公立病院の件でございます。先ほども申しますように、老朽化がひどくて、議員が言われますように、前、観光会館の例がございます。野犬の問題とか、また小学生、学生のたむろ場といいますかね、そういう問題、またあそこは新道の商店街に接しておりますので、そこらの環境にもあわせて、早急に取り壊すべきと、このように思っております。

できますれば来年の当初予算と思っておりますが、県の先ほどの返事が来んといかんわけですが、早急に取り組みたいと、このように思っておるところでございます。言われますように、その後、いろいろ検討委員会などして議員さんとも相談しながら、どのような、次、将来的にどのようなものをつくるか、これを検討したいと、前答弁したとおりでございます。

次に、いろいろ御指摘がありました。まずトイレの問題。身障者、高齢者、本当に私もごもごもとも思います。最近は洋式もよく取りそろえられて、アメニティーもございますが、高齢者や障害者の方たちのためにも、ぜひそうでなければ、今後トイレをつくる場合はそうでなければならぬと。また、現在におきまして便器を変えるだけでできるのかどうか、僕も専門的なことわかりませんが、担当と打ち合わせてみたいと、このように思っております。

次に、ガイドさんのことでしたかね。いろいろお話は聞いてわかる気もいたしますが、商店、ガイドさん、経営者も自分の商売ということで経営努力をされている、今、特にバス乗り込みが多うございます。そこいらあたり、やはり経営努力と申しますか、そういう力でやっておられるわけでございますので、既存の商店街も、そういう努力不足のところもないとは言えないところがあります。

しかし、先ほど議員が言われますようなことが、目に余るようなものがあるならばいけないな

あとと思いますが、観光協会、吉岐交通等に相談と申しますか、そういう議員さんのお話もありましたので、一応伝えていきたいと思っております。

まずそして、議員言われますように、町を歩くといいますが、場所を歩くこと、そういう引きつけるもの、磁石といいますがね、マグネットですね、ポイント、ポイントにつくり、マップ等をつくる必要もあると思います。これは郷ノ浦町のときは、たしかマップつくってありましたし、それをたしか利用はして、旅館あたりには置いておると思いますが、そこが先ほど言いますように、最近の状況は非常に日帰りが多ございまして、バスに乗ってそのまま通るという習性がありますもので、なかなか寄ってもらえないところがございます。

しかし、ぜひこういうのをつくって、原の辻もそうです。ひとつ日帰りをなくして、少しでも長く吉岐にいていただくため、1泊なり2泊なり、なるべく滞在型になるような、今後の方向を示していかなければならないと、このように思います。

それと、受け入れ体制ですね。ガイドさんを含めまして、前回も私、いつも言っておりますが、受け入れ体制の運動が、啓蒙が足りない。来たお客様は、また来るよ、そしてこちらもまた来てね、まずまた来てねが先です。そして、また来るよと言っていただくような、そのような対応が必要だと思います。施設等、また清掃、また食事、また接客マナー、いろんな面がございます。いろいろ一つ一つ言うとなかなか難しゅうなりますが、ぜひ「また来てね、また来るよ運動」を観光協会のキャッチフレーズか何かにしていただければなあと、このように毎回そのように言っている状況でございます。

それと、はらほげ地蔵は担当の方で説明をさせます。ホームページ、これは本当に遺憾なことでございます。先ほどの件も含めまして、観光協会の方にちゃんと申し伝えたいと、このように思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 観光商工課長。

観光商工課長（西村 善明君） お答えをいたします。

はらほげ地蔵の件でございますけれども、移転が今3回移転をいたしております。そういった中でそこに来たとき、一番最初は自然石で実は積んでありまして、その上にはらほげ地蔵さんがお座りになっておられたわけでございますけれども、半日ぐらいが海中にあります関係でのりができまして非常に危険であるということで、地元の方が危ないということで上にコンクリを実は打たれたようになっております。

今回、整備をしようとして計画いたしておりますのは、まずはらほげ地蔵さんは、一応そのままの形で、足場のコンクリを全部はぎまして、そこを自然に近い自然石の方で整備をしていこうというふうにいたしております。

それから、途中の通路でございますけれども、実は写真を撮りますときに非常に狭い関係で、

はらほげ地蔵さんを撮ろうとすれば、わきにおる観光客が入らっしゃれんわけですね。それで、観光客を撮ろうとしますと、今度ははらほげ地蔵さんが入らんというようなこと等ございまして、今考えておりますのは、あそこまで行って拝めるような、ちょっとスペースを広くしようということで、現在通路が約1メートル弱でございますので、これを今のはらほげ地蔵さんの台座の幅ぐらいまで持っていかれんじやろうかということで予定をいたしております。

そして、それにつきましてはコンクリを打ちまして、できるだけそこも自然に近い形でということで、いろいろ案もございました。竹がよかろうとか、あるいは木がよかろうか、あるいはそのままコンクリのままよかろうかということがございましたけれども、今のところ予定をいたしておりますのは、木がよくないかというようなこと等も、今地元の方と協議をいたしておるところでございます。一応そういった状況で現在進めております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 先ほど食事の件、確かに私もなるべく地場産品を使っていただきたいと、このように思っております。今非常に観光にも費用の面でエージェント等、かなり厳しく宿に言ってくるようでございます。それが悪影響かどうか知りませんが、そういうところで値段を落とすというようなことで、あってはなりません、そういうことも耳にするわけでございます。そういうのを含めて、壱岐のよさは食事で、大きな食の観光の資源でございますので、ぜひそれは議員の言われるとおりに思っております。

議長（瀬戸口和幸君） 37番、久間議員。

議員（37番 久間 初子君） 公立病院の件は結構でございますが、トイレの便器の件ですけれども、済みません。今ここで言っているのか悪いのかわかりませんが、産経部長の方には、ちょっと以前に明るいまちづくりの会の方から言われたとき、即言っただんですけれども、まだいまだになされておりましたので、あえて今回質問させてもらいましたので、費用等便器の単価とか何か検討されたんでしょうか。その件だけで終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 観光商工課長。

観光商工課長（西村 善明君） 実は市内に公衆便所といいますが90カ所近くございます。その中で水洗化、それからバリアフリー化、洋風化ということで整備をいたしておりますけれども、補助対象になりますものにつきましては補助対象、補助で、そしてまたそれに該当しないものにつきましては、今市単独でということで調整をし、進めてまいったわけでございますけれども、今回特に申し上げにくいわけでございますが、たび重なる台風によりまして、かなりの公共施設に被害が出ました。そういったことで若干おくれておりますけれども、いましばらくの御猶予をお願いをいたしたいというふうに思っております。

以上でございます。（「来年の観光シーズンまでには、ぜひやりかえてほしいと思います。冬場は割とお客さんも少ないので、このままでも結構かと思いますが、よろしく願います。終わります。」と呼ぶ者あり。）

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって久間議員の一般質問終わります。

.....
議長（瀬戸口和幸君） ここで休憩します。再開は16時15分とします。

午後3時57分休憩

.....
午後4時10分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次は、7番、平尾典子議員の登壇をお願いします。

議員（7番 平尾 典子君） 通告に従いまして、7番、平尾が教育長と市長に質問をいたします。

9日の今西菊乃議員の質問と全く同じで、私はこの質問、私の質問を取り下げようかとも思ったんですけども、以下の理由で再度同じことを言わせていただきます。

先日、同僚議員との話の中で、「平尾さん、一般質問、何ばやるとね」と聞かれましたから、「うん、男女共同参画ばやろうと思いとね」と言いましたら、「何んな、そりゃ」と言われました。また、先日での全協で農業委員の選任にわざわざ女性をと明記するのはおかしいとの、男女不平等論を唱えられましたけれども、これまでの社会環境の中で女性が自由にそういう場に進出をしやすい環境であったかどうかを考えれば、おのずとわかることでございます。以上、認識の薄さを認識いたしましたので、またやらせていただきます。

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を發揮できる社会と定義づけられ、平成11年には国の基本法の公布、施行、県でも12年に計画を策定、14年には長崎県男女共同参画推進条例を施行しています。

これらを受けて県下各自治体でも、共同参画のプランの策定や条例制定、また住民活動と連携をした具体的な相談業務等、活発に事業を進めており、国、県においても、この施策は最も重要な施策の一つと位置づけられております。

さて、当壱岐市では、合併前に各4町行政でのそれぞれの取り組みをされてきたとは思いますが、その取り組みが市として集約をされた形跡が見当たりません。辛うじて農政の部署で家族経営協定などの取り組みが具現化をされ、効果をあらわしているようですけれども、7月30日の人権擁護委員会の研修会に出席をされていた市の職員6名の方については、総務部所属でありましたが、いずれも兼務でございました。

吉崎市においては、男女共同参画についての認識をどのように受けとめていらっしゃるのか。市の基本計画策定とか条例制定へ向けての取り組みがあるのかなのか、市長はどのように認識をしておられるのでしょうか。

先日、市の担当とされている部署へお伺いをいたしましてお尋ねをいたしました。「吉崎市の男女共同参画の取り組みについて、基本計画の策定などがありますか」「いいえ」「具体的な施策は」「はあ、それも」「今後の方針は」「あああ」「担当部署はどこですか」「はあ、それがですね、今兼務でございますので、どうも。やるのはやっております」。兼務で忙しくてたまらないということは、本当に目に見えてわかります。

県は、16年度は各自治体での推進員の数もふやして計画の実現に努めていらっしゃいます。当吉崎市にも男女各1名、2名の推進員の方が、ほとんど手弁当で活動しておられるんです。わずかな活動予算と市当局の支援の薄い中で、15年度はぼちぼちいこう会という共同参画の意識を啓蒙し、具現化する住民活動を進められ、毎月の例会はもとより、各種研修会や共同参画を具現化した企画の実行やバザーなど、この2名の推進員の努力は涙ぐましいものがあります。県は、全面的に支援体制をとっていると思われませんが、市当局の反応の鈍さには、ちょっと首をひねってしまうところがあります。

そこで、市長、市の行政の中にこれは総務部でございますね、男女共同参画を推進する専門的な係を設置してほしいと思っております。そことぼちぼちいこう会との連携を核とした島内の共同参画の取り組みの具現化を進めていただきたいのです。

そして、職場、家庭、地域社会での共同参画の推進には、多面的で各関係部署とのつながりが出てきますけれども、まず初めに、市として取り組んでほしい具体的なことは、先日今西議員も申しましたとおり、女性幹部職員の登用、これと相談業務の実施です。旧来の職員配置、登用についてどうこう言うわけではございませんけれども、能力のある女性の適切な部署への登用は、男女間の格差の解消や女性の職業能力の開発の促進につながります。人材養成の促進と支援に力を入れていただきたい。市長の見解をお尋ねいたします。

次に、吉崎市の障害児教育を含めた障害児福祉について、教育長と市長にお尋ねをいたします。

障害のある子もない子も、可能な限り通常の学校と一緒に教育をするインクルージョンの原則が主流になっている現在、文部科学省も統合教育の趣旨を認め、障害を持つ子とそうでない子がともに学び、ともに生活することは大切なことと発言をしております。

インクルージョンとは包括教育とも訳され、すべての子供を受け入れるという意味がこもっております。これまでの教育を根本的に、また全体的に問い直すということもあります。その中に障害児教育を見直すという意義もあります。このインクルージョンの考え方のいい点は、障害児だけをその対象にするのではなく、すべての子供を念頭に置いていることです。障害のある子、

不登校の子、社会的な差別を受けている子、家庭的に問題を抱えている子、一見問題のないように見える子、少数民族の子、外国から来ている子、人間関係がうまくつけれない子、普通の子、すべての子供です。子供は一人一人どの子も、その子なりに自分のやりたいこと、要求を持っており、またそれを困難にするような問題を抱えているとも考えられます。そのような子供たちを分け隔てするのではなく、同じ場で学ぶ機会を保障するのが包括教育です。

私は、常々この島で生まれた子は、どんな子であろうと偏見や差別を受けることなく、地域で受け入れられ、はぐくまれなければならないという信念を持って、心のバリアフリーを提唱し、小さな住民運動ですが、グループ805の活動を続けています。この考え方に基づいて、壱岐市の学校教育の現状を見るときに、統合教育の考え方を念頭に置いた学校教育の実践が、どのようになされているのかを教えてください。

この島で生まれるすべての子供たちは、この島で生きる権利があります。どんな障害があろうと、望めばここで生活できる支援と保障をするのは、行政の責任でもあります。長い間、就学前の障害を持つ子とその親は、苦渋の決定を余儀なくされ、島外の施設や学校に子供を預けるという、考えられない選択を強いられてきた歴史があります。このことは、これまでの福祉政策の怠慢であるとはっきり指摘ができます。ニーズが少なくても、やらねばならない支援やサービスはあるのです。

最近、医療の進歩などで新生児の延命、救命率も高くなっておりますから、必ずしも障害のある子が減っているわけではなく、むしろ生まれてからの発達障害も多く、その状態も多様化をしています。これらの子供たちは3カ月、6カ月、1歳半と健診を受け、3歳児健診までに何らかの障害が認められれば、当然療育を受けることになります。

しかし、発達障害においては、3歳以降に症状が出ることも多く、健診でわからないこともあります。幸い壱岐子どもセンターができ、集団療育や個別指導を受けることができるようになりました。これで療育における島内環境は少しは改善されましたけれども、このセンターの運営にも、行政の配慮が足りないと私は考えております。35名の利用登録に対して常勤は保健師1、保育士1のみ。ここで特に必要とされる専門職である作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等は、民間や県、また福岡県臨床心理士会などに頼っている状態です。このほどこれらの専門職の募集を公立病院でなされておりましたけれども、将来的にこのような職員の子どもセンターへの活用をぜひしていただきたい。

さて、子供たちの就学前には、就学前相談でそれぞれの子に合った環境の中で教育が受けられるよう行政は支援をしているはずですが、私がこれまでいろいろな障害を持つ方やその家族から聞く話では、この就学前相談が有効に機能しているのかなと疑問を持つことが多くありました。最終的には親が判断しますと言われますが、療育や教育の仕組みや環境について、よく知らない

親もいるわけですから、この相談での行政側の対応は大きなウエートを占めるのです。

今議会において、たんぼぼの会より養護学校分教室の設置を求める請願書が出されました。これはこれまでも旧町で要望が出されていたことです。島外の施設や学校での生活を余儀なくされている子供たちの思いは、長じて地域で生きることの難しさなどにつながる、さらに大きな障害ともなる一面もあります。私は、障害を持つ子が島内で生活でき、その選択肢も広がるという点では、分教室設置に賛成ですが、そのために普通学校の統合教育の内容がおざなりになっては絶対にいけないと考えています。

教育長には、学校教育の中での統合教育の実態と特殊教育の位置づけ、内容充実のために実践しておられることがあれば聞かせてください。また、就学前相談の内容についても聞かせてください。そして、養護学校分教室設置要望をどう受けとめておられるか。

市長には、子供を取り巻く福祉政策についてのお考え、また公立病院に採用予定の専門職の職員についての子どもセンターへの活用についてのお考えをお聞かせください。

議長（瀬戸口和幸君） 平尾議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。市長。

市長（長田 徹君） 7番議員の質問にお答えします。

まず、壱岐市の男女共同参画の取り組みについてでございますが、これ先般今西菊乃議員からも質問があったわけでございます。

市では、御存じのとおり、平成17年3月までをめぐりに壱岐市の総合計画の策定に取り組んでおるところでございます。その中で男女共同参画社会の形成の促進は、21世紀の我が国社会を構成する国民一人一人にかかわる国政上の最重要課題として位置づけされております。

そこで、男女共同参画社会の形成の促進のため取り組みを進めることは、市の責務であると、このように思っております。また、壱岐市が活力ある地域の将来を模索するとき、地域社会や家庭生活に密着した取り組みを進めていくことが大事だと思われまますので、策定に当たっては、地域の実情を踏まえた壱岐市に合った適切な対応が必要だと考えられます。

そこで、平成17年度は男女共同参画基本計画の検討委員会などを設置をいたしまして、十分検討して、風土や伝統、文化、風習、住民意識、産業構造、経済状況等を的確に把握した上で、住民の意見を反映した取り組みをしたいと考えております。具体的な施策は、皆様方の御意見をいただいて、これから基本計画の策定に向けて検討してまいります。

先ほど言われましたように、担当部署につきましては、今総務部企画部であります、専門係をつくってほしいという御質問であったようでございます。よく係と対応いたしまして検討していきたいと思っております。

次に、壱岐市の障害児教育を含めた障害福祉についてでございますが、その改善についてでございます。障害児の対策については、乳児相談、乳児健診及び更生相談所の巡回相談等によって、

早期発見に努めております。障害児のデイサービスについては、芦辺社協で実施しており、障害児に対する療育事業は、壱岐子どもセンターで対応しております。

しかし、デイサービスについては施設、人員体制の拡充、子どもセンターにおきましては、臨床心理士、作業療法士等の専門スタッフの確保に苦慮いたしているところでございます。平成17年度に向け、その充実を図りたいと思っております。

そして、子どもセンターの今言う臨床心理士、作業療法士等の公立病院の活用ということでございますので、これも以前、私に療育に子どもセンターに行かれてる父兄の方が来られまして、この要望もあっておりますので、ぜひ検討させていただきたいと、このように思っております。

以上で、あとは教育長の方で。（「分教室触れましたが、分教室に対する対応は。養護学校の分教室は」と呼ぶ者あり）請願書が出ている分と思います。私も、そういうお話いろいろ聞いておまして、前回は郷ノ浦のときもそんな話が出ておりましたし、ぜひ積極的にやっていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 教育長。

教育長（須藤 正人君） 7番、平尾議員にお答えをいたします。

養護学校の分教室の設置を求める請願書について、どう受けとめておるかということですが、大変意義があることと非常に重く受けとめております。請願書にもありましたように、現在壱岐市において、市内の小中学校の特殊学級、また県立虹の原養護学校の訪問教育を受けている子供たち、島外の養護学校に在籍する児童生徒、あわせて33名おります。

また、普通学校教室の中での特殊教育の内容の充実等をどう考えておるかということですが、国の施策といたしまして、これまで障害の種類や程度に応じて、特別の場で指導を行う特殊教育というものが行われておりました。この特殊教育から将来的には通常教室に在学をいたしまして、必要に応じて適切な指導や支援を受けるという特別支援教育に移る大きな波がございます。これは全国的に国の施策として実現を図られておるところでございます。当然壱岐市におきましても、そのことは、重要に受けとめております。そして、今申し上げました特別支援教育のセンター的な役割を果たすためにも、分教室の設置というものは意義があるものと思っております。

それと、市内の障害児を取り巻く環境についてでございますが、現在のところ閉ざされた中での教育が行われておるといふ先入観があるのかもわかりませんが、その閉ざされた中での教育を廃止をいたしまして、普通学級との普遍的な交流教育、またデイサービス施設等の活用など、島内の諸機関との連携を深めまして、努力をしまいたいと思っております。

それと、就学前の相談がどのようになっておるかということですが、就学指導委員会

というのがございまして、新たに学齢に達する子供さんと、現在義務教育学校に在学中の子供さんに対しまして、新学期の前に就学の適正な運用を図るべく、委員さんに御相談をして、実際に委員さんが該当の子供さんたちを学校で見る、また保育所に行って生活を見て断定をするという作業をいたしております。この断定といいますのは、委員さんの総意が我々教育委員会に上がってまいりまして、我々教育委員会がその保護者の方といろいろとお話をするということになります。

それと、統合教育の実践の例があればということでございますが、私は旧勝本町でございましたので、霞翠小学校の例がそれに当てはまるのではないかと考えております。2クラスの特級学級がございまして、それぞれ普通学級との交流を図っております。また、虹の原に在籍をいたしまして、壱岐での訪問教育を受けながら、霞翠小学校のカリキュラムにあわせまして、霞翠小学校を見学をしていただくという方法をとっております。議員は、まだ生ぬるいということだと思いますが、現状としてはそのようなことでございます。

議長（瀬戸口和幸君） 7番、平尾議員。

議員（7番 平尾 典子君） 男女共同参画についてですけれども、最近DV、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントなどのそういう相談を受けることが多くなりました。これは島内にそうした相談を気軽に受けてくれる窓口がなく、あったとしても周知をされていないからじゃないかなと考えております。従来こうしたことは恥ずかしいこと、隠さなければならぬことのように考えられて、表面に出てくることは少なかったです。

しかし、人権問題の視点からも、家庭環境、職場環境を改善していかなければならないのは当然のことです。範を示していただきたい。市役所の職場、その職場環境を振り返られてみてください。そういうことに関する職員の倫理規定等あるのかどうか、そういうことをちょっとお聞きしてみたいと思います。

長崎市、佐世保市、大村市などは、そうした男女の性に起因する問題や悩み、トラブルの相談窓口として相談員を配置するなどして、相談業務に当たっております。また、より専門的に問題解決を行うための法律相談や精神的な課題について、専門的なカウンセリングを行う心の健康相談も実施をしております。壱岐市において計画を策定される中で、こうしたことをぜひ盛り込んでいただきたい。早急に考慮、議論され、具現化をしていただきたいと思います。市長の見解をお聞きします。

養護学校分教室の設置は、島内の障害児とその家族の長年の悲願でありました。現在、虹の原養護学校に在籍をしている子が言います。「おばちゃん、僕は寂しいけど、虹の原で頑張ってるから、僕より小さい子たちは壱岐で学校に通えるように養護学校をつくってください」。どうしても普通学校での受け入れが困難な子は、その子に合った療育や教育が、専門的な資格を持った

スタッフや環境の中ではぐくまれた方がよい場合もあります。

しかし、親元を離れて生活しなければならない子供の情緒的不安はなかなか解消されず、また家族においては毎週金曜日の午後迎えに行き、日曜日の午後連れていくという、精神的にも経済的にも大きな負担がかかります。この件については、県議会議員の方も積極的に活動していただけるようですから、市としても設置へ向けて尽力をされるように要望いたします。

また、先ほど同僚議員の質問にもありましたけれども、このほど次世代育成支援地域行動計画の策定へ向けて、福祉の部署で中心となって動き出しておりますけれども、この計画は実のある魂の入ったものでなければ何にもならない。福祉だけではなく、教育その他の部署との連携を十分にとり、議論を重ねて、吉岐市の子供たちの未来がどのように環境整備をされるのか、しっかりと方向づけをしていただきたい。

市財政の困窮した中で、唯一光を見出すところは子供です。少子化対策、育児支援、幼保、教育、こういうものは一貫して整備され、そしてそこにいち早く力を入れた自治体こそ、未来があると思わなければなりません。先ほどの話から、吉岐は教育先進地であるとの自負があらわれるのでしたら、障害児教育においてもしかりでしょう。

さて、郷ノ浦に福祉センター構想があったと思うんですけれども、この整備状況はどうなっておりますでしょうか。もしこれを整備されるのでしたら、こうしたところを核として、障害児を含めた育児支援や療育をする場を早く整備してほしいと思っております。人材育成、子供の育ち相談などの窓口やコーディネートなど、やることは山積していると思われま。このセンターがいつごろどのようにできるのか、わかれば聞かせてください。

議長（瀬戸口和幸君） 市長。

市長（長田 徹君） 質問にお答えいたします。

先ほどドメスティック・バイオレンス、それにセクシャル・ハラスメント、こういう相談窓口がない、心の健康相談がないということでございます。これ担当課の方で答弁をさせていただきます。現在どのような取り組みになっているか。

それと、福祉センターの件、これも担当課の方より説明をさせたいと思います。

請願書の件でございます。これも言われましたように、先ほども養護学校分教室の設置のことでございますが、これも積極的にやっていきたいと思っております。

次に、次世代育成支援地域行動計画策定について御質問がございました。吉岐市の少子化対策の柱として、次世代育成支援行動計画は位置づけをしております。8月に市内の保育所、幼稚園、小学校の保護者約3,000人にアンケートをし、その結果をもとに民生委員、主任児童委員及び関係機関の代表者やPTA等の保護者の皆様と懇談会を開き、子育ての根本的な課題、また今後のニーズについてヒアリングを実施しております。

また、並行して関係機関からなる策定委員会を編成をいたしまして、アンケート調査やヒアリング結果を報告し、行動計画の骨子を検討してまいります。来年3月をめどに、今後もヒアリングを重ね、少子化対策の真の課題の把握に努め、今後の5年間で実行性のある行動計画の策定に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 市民福祉課長。

市民福祉課長（川畑 文隆君） 7番議員にお答えします。

福祉センター デイサービスセンターということで理解してはいますが、一応本年度については、デイサービスセンターについての実施設計ということで進めておりますが、これにつきましては老人福祉の方向で現実的に進めております。

ただこれは旧町の郷ノ浦町のときに、初山開発の用地につきましては、老人、それから障害等、すべての福祉対策の拠点として、今後も発展していくという形で検討しておりますので、先日申し上げましたけれども、知的障害者授産施設については、今国の認可を、これ通所施設でございますけれども、これもこの近くに建設する予定で今進んでおります。

ですから、ひとまず今の時点では老人施設ということでやっておりますけれども、将来的には老人から障害の関係の施設で、この辺を広げていければと思っておりますので、今のところそういう状況でございます。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 7番、平尾議員。

議員（7番 平尾 典子君） 御答弁ありがとうございました。これでことしの言いおさめをさせていただきますけれども、市長にはもろもろの難題を抱えて非常に大変だとは思いますが、いつのときも市民の立場に立ち、50年、100年先の彦根市を見据え、かつ発言は自分の言葉で、力のある言葉でなさってくださいようお願いして、私の質問終わります。ありがとうございました。

議長（瀬戸口和幸君） 以上をもって平尾議員の一般質問終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会いたします。

午後4時40分散会